

役員等の構成の変化などに関する  
第14回インターネット・アンケート集計結果  
(監査役設置会社版)

平成26年1月10日  
公益社団法人 日本監査役協会

## 目次

総括	3
回答会社属性	8
<b>I 定時株主総会後の各社の役員等の構成について</b>	9
問1-1 監査役数	9
問1-2 社外監査役の前職又は現職	12
問1-3 社内監査役の前職	13
問1-4 取締役数	14
問1-5 「社外」取締役の前職又は現職	16
問1-6 独立役員の出出状況	17
問1-7 執行役員数	18
問1-8 監査役スタッフ（監査役の補助使用人）数	19
問1-9 監査役スタッフ（監査役の補助使用人）の兼務部署	20
問1-10 監査役スタッフ（監査役の補助使用人）に対する人事同意権等の有無	20
問1-11 内部監査部門等（監査部、内部監査室など）のスタッフ数	21
問1-12 指名委員会・報酬委員会等の有無	22
問1-13 監査役の英文呼称	22
<b>II 定時株主総会に係る各種実務手続き及び期末監査について</b>	23
問2-1 監査役選任議案の有無	23
問2-2 監査役選任議案の決定プロセス	23
問2-3 監査役選任議案への同意の理由	24
問3-1 退任監査役等の有無	25
問3-2 辞任の理由	26
問3-3 辞任の理由の開示	27
問4-1 事業報告作成時の執行部門との協議	28
問4-2 「財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているもの」の事業報告への記載の有無とその内容（公開会社のみ）	30
問5-1 内部統制システムに係る取締役会決議の見直しの有無	32
問5-2 内部統制システムに係る取締役会決議について見直した項目	33
問5-3 内部統制システムに係る取締役会決議見直しの契機	34
問5-4 事業報告での内部統制システム構築・運用状況の開示	34
問6-1 監査役会での監査報告に関する審議	35
問6-2 監査役会監査報告作成に至るまでの監査役間の調整	35
問6-3 監査役の個別意見付記の有無	36
問7-1 決算短信作成の有無	36
問7-2 決算短信の取締役会付議状況	37
問7-3 監査役の決算短信の監査	37
問7-4 決算短信の監査の内容別社数	38

問8-1	有価証券報告書の作成の有無	38
問8-2	有価証券報告書の取締役会付議状況	39
問8-3	有価証券報告書の提出時期別社数	39
問8-4	有価証券報告書の株主総会前提出会社の提出時期別社数	40
問8-5	監査役の有価証券報告書の監査	40
問8-6	有価証券報告書の監査内容	41
問9-1	株主総会における監査役の口頭報告の有無	42
問9-2	株主総会における監査役に関連した質問の有無	42
問9-3	株主総会における監査役に関連した質問内容	43
問9-4	株主総会における監査役に関する質問への回答	44
<b>III</b>	<b>監査役(会)の日常監査について</b>	<b>45</b>
問10-1	取締役会における監査役の発言状況	45
問10-2	取締役会における監査役の発言の内容	46
問10-3	取締役会における社外取締役の発言状況	47
問10-4	取締役会における社外取締役の発言の内容	48
問10-5	取締役会の決定に対する監査役の意見の影響	49
問10-6	個別事象に対する監査役の対応	50
問11-1	報酬同意に関する担当取締役等からの情報提供	51
問11-2	担当取締役等からの情報提供の時期	51
問11-3	会計監査人からの情報提供の有無	52
問11-4	会計監査人からの情報提供の時期	52
問11-5	執行部門と会計監査人の折衝状況の把握	53
問11-6	会計監査人の報酬額に関する取締役会への付議状況別社数	53
問11-7	会計監査人の選任又は再任	54
問11-8	会計監査人の選任議案の決定プロセス	54
問11-9	会計監査人の「再任」に関する監査役(会)における審議	55
問11-10	会計監査人の「再任」に関する監査役(会)の同意書	56
問12-1	内部統制報告書提出状況別社数	57
問12-2	財務報告内部統制報告制度に関する監査人との連携	58
問13-1	監査役の監査環境の整備	59
問13-2	監査役への報告体制について	59
問13-3	内部通報制度の有無	60
問13-4	監査役への通報窓口の有無	60
問14-1	監査役の報酬等の制度	61
問14-2	監査役への賞与の支給	61
問14-3	監査役年額報酬額	62
問14-4	「常勤」監査役の月額報酬レベル	65

## 総括

### I 定時株主総会後の各社の役員等の構成の状況について

#### 1. 執行部門の体制

□ 取締役の総数は全体で 7.75 人(前回 7.81 人)となり、取締役の人数が5人～8人の会社は 54.5% (前回 56.3%)と引き続き過半数を占めている。取締役総数が 6 名以下もしくは 16 名以上の会社の比率が増えており、取締役総数が 16 名以上の会社については対象となる会社数が少ないことを勘案すると、全体としては取締役数は減少傾向にあると考えられる(問 1-4②④)。

□ 社外取締役を選任している会社は、全体で 64.3%と前回より 1.7 ポイント増加しており、特に上場会社では約 3.6 ポイント増加し 57.7%となり、より独立した視点から経営の監督を行おうとする姿勢がうかがえる。非上場会社が 72.0%と 0.6 ポイント減少しているものの、上場会社を大きく上回っており、親会社もしくは大株主の役職員(OBも含む)が派遣されている状況に変化はないと思われる(問 1-5 参照)(問 1-4①)。

□ 社外取締役の経歴の中で、「親会社の役職員」(34.7%)と「大株主の役職員」(23.9%)が合わせて 58.6%と前回と比べ減少(2.2 ポイント)しているが、依然過半を占めている。なお、会社法が改正され社外要件が厳格化されると親会社の役職員は社外要件を満たさなくなるが、社外取締役を起用しないことが相当でない理由を事業報告に記載するとともに定時株主総会で説明することとの兼ね合いで今後どのような影響があるか注意を要する(問 1-5)。

□ 上場会社では、「1.親会社の役職員」(10.6%)と「2.大株主の役職員」(19.4%)の比率が、合わせて 30.0%と前回と比べて減少(4.3 ポイント)しており、代わりに「6.公認会計士または税理士」(3.6%→4.9%)、「7.弁護士」(7.0%→7.6%)、「8.大学教授」(7.9%→8.1%)が増加している(問 1-5)。

□ 社外監査役の場合は「6.公認会計士または税理士」と「7.弁護士」が全体で 30.6%を占めるが(問 1-2 参照)、社外取締役では合わせて 6.0%と前回より 1.1 ポイント増加しているものの依然少数である(問 1-5)。

□ 上場会社において証券取引所が規定する独立役員を届け出ている会社は 96.6%と前回同様高い割合を占めた(問 1-6①)。その内訳は社外監査役が 1.55 人、社外取締役が 0.56 人と社外監査役が社外取締役の3倍弱であった(問 1-6②)。

□ 社外監査役のみを独立役員として届け出ている会社は全体の 62.7%を占めており、監査役にて独立役員の要件を満たしている会社が大半であることは前回と変わっていないが、前回と比べて 5.2 ポイント減少しており、社外取締役を独立役員として届け出ている会社が増えていることを示している。特に大会社においては、社外監査役のみを届け出ている会社の比率は、61.4%と前回より 5.9 ポイント減少している(問 1-6③)。

□ 執行役員制度を採用している会社は全体で 59.3%と前回(57.0%)から増加し、上場会社では 67.3%→69.2%、非上場会社では 44.9%→47.6%、大会社では 61.3%→63.9%、大会社以外では 37.8%→38.6%となっている(問 1-7①)。

□ 執行役員の平均人数は、10.67 人(前回 10.85 人)で、上場会社/非上場会社、大会社/大会社以外の各区分で前回と比べてそれぞれ微減しているものの、大きな変動はない。なお、取締役との兼務者の平均人数は、4.94 人(前回 5.06 人)と大きな変動ではないが、兼務者は減少する傾向にある(問 1-7②)。

□ 委員会設置会社の指名委員会や報酬委員会に相当する機関を設置している会社は、全体では 0.9 ポイント増加して 8.7%となっており、上場会社では 1.0 ポイント増加して 11.6%となっている。増加傾向にあるものの、大半はこれらの委員会に相当する機関を設置しておらず、委員会設置会社の長所を取り入れるハイブリッド型の制度を取り入れている会社はまだ少数にとどまっている(問 1-12)。

□ 委員会設置会社の指名委員会や報酬委員会に相当する機関を設置している会社のうち、上場会社においては、報酬委員会相当の機関を設置している会社の比率が 1.1 ポイント増加して 11.3%となっているが、指名委員会相当の機関を設置している会社の比率は 5.8%と 0.4 ポイントしか増加していない。取締役会の執行からの独立については限界がある状況であることに変わりはない(問 1-12)。

## 2. 監査役の体制

- 監査役総数(全体で 3.28 人)及びその構成(常勤・非常勤の比率、社内・社外の比率)とも全体として大きな変化は見られない。うち社外監査役は約7割(67.7%)である(問 1-1①)。
- 社外監査役の経歴については、「親会社の役職員」(23.3%)、「大株主の役職員」(9.9%)、「取引銀行の役職員」(7.4%)、「取引先の役職員」(6.2%)といった独立性が比較的低いと言われているものが合計 46.8%となり、前回調査より 1.4 ポイント減少した。他方、「会社と無関係な会社の役職員」(12.7%)、「公認会計士又は税理士」(14.9%)、「弁護士」(15.7%)といった独立性が比較的高いと言われているものが全体で合わせて 43.3%となり、前回調査より 1.0 ポイント増加した。会社法が改正され社外要件が厳格化されると親会社の役職員は社外要件を満たさなくなるが、今後どのような影響があるか注意を要する(問 1-2)。
- 社内監査役の経歴については、「監査関係以外の部長等」が前回に比べて 1.0 ポイント減少したものの 23.7%と最も多い。次いで「取締役」が 0.6 ポイント減少し、18.8%であった。前職が執行側の要職であった社内監査役の割合は、53.6%と前回と比べて 0.3 ポイント増加とほとんど変わらない(問 1-3)。
- 監査役スタッフを設置する会社は 43.7%と 2.3 ポイント減少している。スタッフ総数平均は 1.89 人(前回調査から 0.05 人増)とやや増加し、専属スタッフも 0.67 人(前回調査時から 0.05 人増)であった。ただし、「専属スタッフと兼務スタッフがいる会社」についてはスタッフ総数が減少しており、監査役の実務責任が大きくなる中で、兼任といえども監査役スタッフを有する会社が減少傾向にあるのは、懸念される材料である。(問 1-8②)。
- 他部署と兼務する監査役スタッフの兼務先は、内部監査部門系との兼務が約 50%と最も多い状況は前回から変化はない(問 1-9)。
- 「監査役スタッフに対する人事同意権がない」との回答が大半(68.2%)を占め、特に非上場会社や大会社以外の会社では比率が高い。非上場会社や大会社以外の会社では、執行側の意向に影響される面が強いことがうかがえる(問 1-10)。
- 監査役の新英文推奨呼称を採用している会社は 34.2%であり、新推奨呼称の公表から約 1 年の時点での数値としての評価は分かるところと思われる。ただ、より英文呼称の必要性が高いと思われる上場会社と大会社においては、それぞれ 40.2%、36.7%と全体と比較してかなり比率が高くなっている(問 1-13)。

## II 定時株主総会に係る各種実務手続き及び期末監査について

### 1. 監査役選任議案の決定プロセスへの関与状況

- 「代表取締役等執行部門が候補者を選定し、監査役(会)として同意した」が全体で 87.2%と依然大半を占めている。なお、監査役(会)が監査役候補者の選定に積極的に関わる「社内監査役候補者について、監査役(会)が提案した」は 3.9%、「社外監査役候補者について、監査役(会)が提案した」は 6.2%、「執行部門と監査役(会)が、それぞれ候補者を提案し、協議・調整の上候補者を選定した」は 3.5%といずれも少数で合計でも 13.6%と前回から 1.2 ポイント減少している(問 2-2)。
- 選任同意の理由について、最も多いのは、前回同様「会社の状況に通じているから」で、全体で 51.3%、上場会社、大会社いずれも5割を超えているが、全体としては減少傾向にある。次に多いのは「会計・財務に関する知見を有するから」が全体で 39.3%であるが、3.8 ポイント減少している。上場会社でも 42.5%と 5.9 ポイント減少している。比率が増加しているのは、「営業・研究等、会社の一定の事業分野に通じているから」と「親会社や大株主の役職員だから」で、「親会社や大株主の役職員だから」は非上場会社では 48.3%と前回から 1.4 ポイント増加し、非上場会社における最大の理由である「会社の状況に通じているから」とほとんど同じ比率となっている。「証券取引所から導入が要請されている「独立役員」に該当するから」が上場会社では 16.4%と非上場会社の 2.0%を大きく離しているが、上場会社が 4.9 ポイント減少しているのに対し非上場会社は 1.7 ポイント増加していることが注目される(問 2-3)。

## **2. 任期途中における監査役の辞任の有無とその理由**

□ 任期途中で辞任した監査役がいた会社は、上場会社では 20.7%、非上場会社では 32.7%、大会社では 27.0%、大会社以外では 23.1%であった。非上場会社の比率が上場会社の比率を大きく上回っており、辞任を余儀なくされるケースが多いことが推測される(問 3-1)。辞任の理由は、「その他一身上の都合によるもの」が一番多く、一身上の都合による辞任が自発的な辞任であるかは明確ではないが、全体では 44.1%で、特に上場会社では 52.8%であった。「役職定年等、社内規定によるもの」、「執行部門(子会社執行部門も含む)に戻る等職掌の変更に伴うもの」という明らかに辞任監査役の意思によらない会社都合による辞任が全体として合わせて 51.4%と 4.1 ポイント増加し、半数を超えていることが注目される。非上場会社では 58.1%と減少しているものの、依然高水準となっている(問 3-2)。

□「事業報告記載も株主総会陳述も行わなかった」が 68.9%で、減少傾向にあるものの、辞任の理由が開示されている会社は依然として少ない(問 3-3)。

## **3. 事業報告作成への監査役の間与、及び「財務及び会計に関する知見を有する者」の記載について**

□ 75.1%の会社において、事業報告作成にあたり、監査役と執行部門との間で協議や意見交換の場が設けられている(問 4-1①)。

□ 監査役の財務及び会計に関する知見を記載している公開会社は 81.5%と前回とほぼ同じ水準にあり、大半の会社で財務及び会計に関する知見を有している監査役を選任していることがうかがえる。ただし、非上場会社に限ると開示している会社が 49.0%と 5.8%減少している。事業報告に記載がないことをもって選出された監査役に財務及び会計に関する知見がないと判断できるわけではないが、気がかりではある(問 4-2①)。知見者として記載された人数は、上場/非上場とも知見者が3名以上いる会社が増えており、公開会社全体として知見者がいる会社の中での比率が 38.1%と前回の 34.7%から引き続き増加している(問 4-2②)。

□ 知見者として記載されたのは非常勤社外監査役が多く、64.1%に達した。「常勤」監査役を記載した会社は 33.0%にとどまった。また、知見者の経歴としては「公認会計士や税理士等」が 23.7%と最も多かった。次に「経理・財務部門経験」が 17.7%、「弁護士経験」が 14.4%と続いた。社内/社外、常勤/非常勤の組み合わせで見ると、常勤社内の場合には社内財務経理部門の経験者が中心で、常勤社外の場合には金融機関出身者が中心となっていることは前回と変わっていない。非常勤社外については、いわゆる会計に関連した資格者が中心となっているが、金融機関出身者や他社で財務経理を担当していた者も一定数含まれている。また、「他社の監査役経験」も 2.9 ポイント増えて 9.6%となっていることも注目される(問 4-2③)。他社には親会社も含まれており、会社法改正により社外要件が厳格化した場合変動が見られるものと思われる。

## **4. 内部統制システムに係る取締役会決議**

□ 内部統制システムに係る取締役会決議について「見直しの決議を行った」及び「見直しの決議は行ってないが、内部統制システムの整備(構築・運用)状況に関する報告・検討を行った」会社の合計が 18.8 ポイントと大きく増加し、72.7%となっている。特に上場会社では 79.3%と 8 割近くとなっている。ただし、検討が毎年行われているかは明らかではないため、動向を注視する必要がある(問 5-1)。

□ 見直しの契機については、「執行部門の主体的な検討に基づいて見直した」が全体で 47.8%と最も多い一方、「監査役の見直しに基づいて見直した」(14.1%)、「監査役と執行部門との協議に基づいて見直した」(26.9%)が合わせて4割以上(41.0%)あり、前回同様内部統制システムに係る取締役会決議の見直しに監査役が一定の間与をしていることがうかがえる(問 5-3)。

□ 内部統制システムの構築・運用状況の開示については、前回同様大会社では「十分に記載されている」、「ある程度記載されている」、「記載されていない」が拮抗した状況であるが、「3. 記載されていない」の比率が 2.0 ポイント減少していることが注目される(問 5-4)。

会社法見直しの結果、内部統制システムの運用状況の開示が義務付けられた場合の影響は、注視する必要がある。

## 5. 監査役会監査報告の作成について

- 監査報告の作成にあたっては「社外監査役を含め、すべての監査役間で調整を行った」会社が多数を占めたが、66.5%と前回より15.5ポイント減少した。社外監査役が調整に関与しない会社が増える傾向にあることは懸念される(問 6-2)。
- 監査報告作成のための審議の回数は1回が最も多い(50.7%)。法律上「1回以上」と規定されている(会社法施行規則 130 条 3 項)が、複数回審議している会社もある。ほとんどの会社の審議回数が3回以下で95.3%を占めている(問 6-1)。
- 個別意見の付記があった会社は3.6%と前回より0.3ポイント増加しているものの、会社の株価や信用を慮って付記していないことがないか懸念されることである(問 6-3)。

## 6. 決算短信・有価証券報告書の監査実施状況、及び有価証券報告書の提出時期

- 決算短信について監査した会社は73.9%と有価証券報告書について監査した会社の比率と同じであった(問 7-3、問 8-5)。
- 決算短信について監査をしている会社の割合は、非上場会社で63.6%と2.6ポイント増加しているのに対し、大会社以外では79.4%と4.2ポイント減少している(問 7-3)。
- 有価証券報告書を「定時株主総会の終了後に提出した」が99.3%と大多数を占めていることは前回同様である。(問 8-3)。

## III 監査役(会)の日常監査について

### 1. 監査役の取締役会での発言について

- 全体の84.2%の会社が監査役は「議長からの求めがなくても、必要があれば発言している」と回答し(上場会社では92.0%)、社外取締役の場合は89.6%と上回っているが、監査役が取締役会において積極的に発言している様子が見えてくる。(問 10-1、問 10-3)。取締役である監査委員の場合、すべての会社で「議長からの求めがなくても、必要があれば発言している」(「第14回インターネット・アンケート(委員会設置会社版)」問 12-1)ことと比較するとやや数値は少ないものの、監査役も監査委員とほぼ同様に取締役会において発言していると読み取れる。また、発言の視点・観点については「リスク管理の視点」から発言するとした回答が84.3%、「法令・定款への遵守性」が79.5%と多数を占め、上場会社では「経営判断原則の履行の充分性」(64.3%)に加え、「株主に与える影響、株主利益の視点」が47.8%、「株主以外のステークホルダーの利益の視点」が25.2%と非上場会社に比べて明らかに比率が高かった。各発言項目について全体的に比率が減少している傾向があり、個社において質問する項目が減っていると思われる、気がかりである(問 10-2)。

委員会設置会社との比較では、ほとんどの項目において委員会設置会社の方が高い比率を示していたのは前回同様である(「第14回インターネット・アンケート(委員会設置会社版)」問12-2)。

- 「取締役会の決定に監査役の見解が影響を与えたことがある」会社は25.0%、上場会社では31.0%とほぼ3割であったが、決定に影響を与えることがなかった場合でも、「日常のコミュニケーションが十分であるため決定に影響を与えることがなかった」(28.9%)及び「指摘は真摯に受け止められている」会社(25.5%)が合わせて54.4%あり、監査役が十分に機能していることがわかる(問 10-5)。
- 株主総会において監査役からの口頭報告を行った会社は89.2%と大半を占めている。特に、上場会社では口頭報告を行った会社が98.8%と、ほぼすべての会社で行われている(問 9-1)。

### 2. 個別事象に対する監査役の対応

- 将来会社において重大な問題に発展するおそれのある事象が起こった場合、監査役の対応としては、「当該事象に関する情報の収集に努めた」(77.2%)、あるいは「関係する取締役から事情を聞いた」(75.6%)等情報収集に努めるものが多い。「関係する取締役に直接指摘・助言を行った」が52.5%と半数を超えているが、「取締役会、経営会議等で報告・説明をした」が28.6%と低く、監査役としての責務の履行の観点からはやや気がかりである(問 10-6)。

### 3. 会計監査人との関係

- 会計監査人の報酬額の同意に際しては 94.9%の会社で担当取締役等執行部門から監査役に事前の情報提供があった。なお、大会社以外が 79.9%と 9.3 ポイント減少していることが気付きである(問 11-1)。また、会計監査人から監査役に事前に情報提供がなされた会社は 69.7%にとどまっており、プロセスとして監査役の同意が執行側の提案に対する同意ということが影響していると思われる(問 11-3)。
- 会計監査人の報酬を決定するにあたり、担当取締役等からの情報提供の時期については、全体としては「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてはほぼ結論が出された段階」が 1.7 ポイント減少したものの 42.8%と最も多い(問 11-2)。
- 執行部門と会計監査人の折衝状況につき、全体で「十分把握していた」と「ある程度把握していた」の合計が 89.1%となっており、前回同様監査役(会)は執行部門と会計監査人の折衝状況の把握に努めていることがうかがえる(問 11-5)。
- 会計監査人からの情報提供の時期については、全体としては「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてはほぼ結論が出された段階」が 2.9 ポイント増加して 38.8%と最も多い(問 11-4)。
- 会計監査人の選任について、「執行部門が会計監査人の候補者(監査法人等)を選定し、監査役(会)として同意した」が全体で 87.3%であり、ほとんどの会社において会社法上与えられている同意権に沿った対応をしていると考えられる(問 11-8)。ただし、会社法見直しの結果、会計監査人の選解任の議案決定権が監査役に移った場合にどのような変化が起こるか注視する必要がある。
- 会計監査人の再任については、「前期から引き続き同じ会計監査人を再任した」の比率が 94.3%と若干減少したものの、ほとんどの会社が再任している傾向に変化はない(問 11-7)。再任に際しては、法律上、監査役会に同意は求められていないものの監査役会が口頭又は書面により同意している会社は 74.5%に上り、執行側としても監査役の同意をある程度重視していることがうかがわれる(問 11-10)。

### 4. 監査役への監査環境について

- 「十分理解を得られている」が前回より 2.0 ポイント増加し 53.0%となっている。ただし、会社数は微減で、今回の調査では有効回答数が約 260 社減少したことも影響しているかもしれない。また、「十分理解を得られている」と「ある程度理解を得られている」の合計は全体で 94.1%で、ほとんどの会社で執行部門から一定の理解は得られている。ただし、「ある程度理解を得られている」の回答数の減少は大きく、単純に「理解が進んでいる」と考えるのではなく、慎重に動向を見極めることが必要である(問 13-1)。
- 監査役への報告体制については、「体制の構築も運用も十分になされている」が 53.6%、「体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない」は 34.8%で前回と大きな変化はなかった(問 13-2)。なお委員会設置会社では「体制の構築も運用も十分になされている」が 90.0%を占め、監査役と監査委員会の間で大きな差が生じている(「第 14 回インターネット・アンケート(委員会設置会社版)」問 15)。
- 監査役が内部通報の窓口になっている会社は各区分において 2 割前後と多くはないが、取締役の職務執行の監査という監査役の職責を考えると、監査役への報告体制の一環として、内部通報の通報状況とその対応につき執行側からタイムリーに報告があるかがより重要で、監査役への報告体制の構築運用状況と合わせ考察する必要がある(問 13-4)。

## アンケート実施状況

- 実施期間： 平成 25 年 11 月 11 日(月)～11 月 29 日(金)
- 対象者： 当協会会員のうち監査役設置会社及び監査役会設置会社 5,703 社  
(平成 25 年 10 月 31 日時点の会社数)
- 実施方法： インターネットを利用し、当協会ホームページより 1 社 1 回答
- 回答数： 有効回答数 3,086 社 回答率 54.1%



## 回答会社属性

### 現在の会社機関構成

	2012年調査		2013年調査	
	件数	割合	件数	割合
1.取締役会＋監査役会＋会計監査人	2,641	79.0%	2,470	80.0%
2.取締役会＋監査役＋会計監査人	274	8.2%	268	8.7%
3.取締役会＋監査役(業務監査権限あり)	334	10.0%	305	9.9%
4.取締役会＋監査役(会計監査権限のみ)	9	0.3%	11	0.4%
5.その他	85	2.5%	32	1.0%
回答社数	3,343	100.0%	3,086	100.0%

### 定時総会前の会社機関構成

	2012年調査		2013年調査	
	件数	割合	件数	割合
1.現在と同じ	2,982	89.2%	2,907	94.2%
2.取締役会＋監査役会＋会計監査人	53	1.6%	72	2.3%
3.取締役会＋監査役＋会計監査人	29	0.9%	36	1.2%
4.取締役会＋監査役(業務監査権限あり)	56	1.7%	50	1.6%
5.取締役会＋監査役(会計監査権限のみ)	8	0.2%	9	0.3%
6.委員会設置会社	215	6.4%	1	0.0%
7.その他	0	0.0%	11	0.4%
回答社数	3,343	100.0%	3,086	100.0%

### 上場分類別社数

	2012年調査		2013年調査	
	件数	割合	件数	割合
上場	1,806	54.0%	1,667	54.0%
1.一部上場	1,036	31.0%	993	32.2%
2.二部上場	348	10.4%	302	9.8%
3.札幌・福岡・セントレックス	25	0.7%	19	0.6%
4.マザーズ	83	2.5%	81	2.6%
5.ジャスダック	313	9.4%	271	8.8%
6.その他上場	1	0.0%	1	0.0%
非上場	1,537	46.0%	1,419	46.0%
回答社数	3,343	100.0%	3,086	100.0%

### 会社法上の会社規模別社数

	2012年調査		2013年調査	
	件数	割合	件数	割合
1.大会社	2,722	81.4%	2,503	81.1%
2.大会社以外	600	17.9%	559	18.1%
3.その他	21	0.6%	24	0.8%
回答社数	3,343	100.0%	3,086	100.0%

その他は、協同組合・独立行政法人等であり、大会社/大会社以外の集計からは除外)

### 純粋持株会社

	2012年調査		2013年調査	
	件数	割合	件数	割合
1.純粋持株会社である	204	6.1%	200	6.5%
2.純粋持株会社ではない	3,139	93.9%	2,886	93.5%
回答社数	3,343	100.0%	3,086	100.0%

# I 定時株主総会後の各社の役員等の構成について

## 問 1-1 監査役数

### ①監査役平均人数

上段:人数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
常勤社内 監査役数	0.95	0.94	1.12	1.11	0.74	0.74	1.02	1.02	0.61	0.60
	29.1%	28.7%	30.4%	29.9%	27.0%	26.6%	29.6%	29.3%	26.4%	25.8%
常勤社外 監査役数	0.38	0.39	0.35	0.37	0.40	0.42	0.37	0.39	0.41	0.43
	11.5%	11.9%	9.6%	10.0%	14.6%	15.1%	10.7%	11.2%	17.7%	18.5%
常勤監査役 数合計	1.33	1.33	1.48	1.48	1.15	1.17	1.39	1.40	1.03	1.03
	40.7%	40.5%	40.0%	39.9%	41.6%	42.1%	40.3%	40.2%	44.1%	44.2%
非常勤社内 監査役数	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.13	0.11	0.12	0.12	0.10
	3.7%	3.7%	3.2%	3.2%	4.5%	4.7%	3.2%	3.4%	5.3%	4.3%
非常勤社外 監査役数	1.81	1.83	2.10	2.12	1.48	1.49	1.95	1.96	1.18	1.21
	55.6%	55.8%	56.8%	57.1%	53.9%	53.6%	56.5%	56.3%	50.6%	51.9%
非常勤監査役 数合計	1.93	1.95	2.21	2.23	1.61	1.61	2.06	2.08	1.30	1.31
	59.3%	59.5%	60.0%	60.1%	58.4%	57.9%	59.7%	59.8%	55.9%	56.2%
社外監査役 数合計	2.19	2.22	2.45	2.49	1.88	1.91	2.32	2.35	1.59	1.63
	67.2%	67.7%	66.4%	67.1%	68.5%	68.7%	67.2%	67.5%	68.3%	70.0%
社内監査役 数合計	1.07	1.06	1.24	1.23	0.87	0.87	1.13	1.14	0.74	0.70
	32.8%	32.3%	33.6%	33.2%	31.5%	31.3%	32.8%	32.8%	31.7%	30.0%
監査役数合計	3.26	3.28	3.69	3.71	2.75	2.78	3.46	3.48	2.33	2.33
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・全体としての監査役総数は前回と比較して微増(全体:3.26人→3.28人)。

・社外の構成比67.7%も前回と比較して微増で、常勤の構成比は40.5%と前回と比較して微減なるも、それぞれ大きな変化はない。

②監査役平均人数 機関設計別

上段:人数 下段:比率		取締役会 +監査役会 +会計監査人		取締役会 +監査役 +会計監査人		取締役会 +監査役(業務監 査権限あり)		取締役会 +監査役(会計監 査権限のみ)		その他	
		2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
常勤社内 監査役数	1.01	1.00	0.80	0.82	0.65	0.63	0.67	0.55	0.82	0.53	
	28.4%	27.9%	36.8%	37.4%	33.5%	32.1%	42.9%	35.5%	27.7%	17.5%	
常勤社外 監査役数	0.39	0.41	0.33	0.30	0.36	0.36	0.33	0.36	0.34	0.47	
	10.8%	11.5%	15.1%	13.7%	18.5%	18.4%	21.4%	23.2%	11.5%	15.5%	
常勤監査役 数合計	1.39	1.41	1.13	1.12	1.00	0.98	1.00	0.91	1.16	1.00	
	39.2%	39.4%	51.9%	51.1%	52.0%	50.0%	64.3%	58.7%	39.1%	33.0%	
非常勤社内 監査役数	0.11	0.11	0.16	0.19	0.10	0.09	0.00	0.09	0.22	0.25	
	3.2%	3.1%	7.2%	8.7%	5.3%	4.6%	0.0%	5.8%	7.5%	8.3%	
非常勤社外 監査役数	2.05	2.05	0.89	0.88	0.82	0.89	0.56	0.55	1.59	1.78	
	57.6%	57.3%	40.8%	40.2%	42.7%	45.4%	35.7%	35.5%	53.4%	58.7%	
非常勤監査役 数合計	2.16	2.17	1.04	1.07	0.92	0.98	0.56	0.64	1.81	2.03	
	60.8%	60.6%	48.1%	48.9%	48.0%	50.0%	35.7%	41.3%	60.9%	67.0%	
社外監査役 数合計	2.43	2.46	1.22	1.19	1.18	1.25	0.89	0.91	1.93	2.25	
	68.5%	68.7%	56.0%	54.3%	61.2%	63.8%	57.1%	58.7%	64.8%	74.3%	
社内監査役 数合計	1.12	1.12	0.96	1.01	0.75	0.71	0.67	0.64	1.05	0.78	
	31.5%	31.3%	44.0%	46.1%	38.8%	36.2%	42.9%	41.3%	35.2%	25.7%	
監査役数合計	3.55	3.58	2.17	2.19	1.93	1.96	1.56	1.55	2.98	3.03	
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

・機関設計別の構成比については、「取締役会+監査役(会計監査権限のみ)」を除き大きな変動はない。なお、「取締役会+監査役(会計監査権限のみ)」は常勤の構成比が前回に比較して減少しているが、調査母数が10社前後と少なく、1社の違いがパーセンテージに大きく影響するため、長期的な傾向を見る必要がある。

### ③監査役人数別社数

上段:人数 下段:比率		全体		上場		非上場		大会社		大会社以外		
		2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	
監査役人数	1名	169	151	0	1	169	150	51	43	118	107	
		5.1%	4.9%	0.0%	0.1%	11.0%	10.6%	1.9%	1.7%	19.7%	19.2%	
	2名	339	301	1	0	338	301	126	117	210	182	
		10.1%	9.8%	0.1%	0.0%	22.0%	21.2%	4.6%	4.7%	35.0%	32.6%	
	3名	1,567	1,466	767	718	800	748	1,330	1,220	233	243	
		46.9%	47.5%	42.5%	43.1%	52.1%	52.7%	48.9%	48.8%	38.8%	43.5%	
	4名	989	901	807	727	182	174	951	873	36	26	
		29.6%	29.2%	44.7%	43.7%	11.8%	12.3%	34.9%	34.9%	6.0%	4.7%	
	5名	245	236	210	199	35	37	233	223	2	0	
		7.3%	7.7%	11.6%	12.0%	2.3%	2.6%	8.6%	8.9%	0.3%	0.0%	
	6名以上	33	29	21	20	12	9	31	26	1	0	
		1.0%	0.9%	1.2%	1.2%	0.8%	0.6%	1.1%	1.0%	0.2%	0.0%	
	回答社数		3,342	3,084	1,806	1,665	1,536	1,419	2,722	2,502	600	558
			100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・前回と比べて大きな変化はなく、監査役数3名及び4名の会社で全体の75%超を占めている。

## 問 1-2 社外監査役の前職又は現職

### 社外監査役の前職・現職の分類別人数

上段:人数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
1.親会社の 役職員	1,818 24.5%	1,602 23.3%	306 6.8%	252 6.1%	1,512 51.3%	1,350 49.8%	1,504 23.5%	1,331 22.7%	312 32.0%	270 29.0%
2.大株主の 役職員	776 10.4%	680 9.9%	430 9.6%	396 9.5%	346 11.7%	284 10.5%	703 11.0%	608 10.4%	71 7.3%	68 7.3%
3.取引銀行 の役職員	548 7.4%	506 7.4%	443 9.9%	394 9.5%	105 3.6%	112 4.1%	510 8.0%	467 8.0%	38 3.9%	38 4.1%
4.取引先の 役職員	438 5.9%	426 6.2%	314 7.0%	306 7.4%	124 4.2%	120 4.4%	388 6.1%	384 6.5%	36 3.7%	31 3.3%
5.会社と無 関係な会社 の役職員	917 12.3%	874 12.7%	699 15.6%	661 15.9%	218 7.4%	213 7.9%	717 11.2%	677 11.5%	194 19.9%	195 20.9%
6.公認会計 士又は税理 士	1,087 14.6%	1,020 14.9%	887 19.8%	821 19.8%	200 6.8%	199 7.3%	938 14.6%	863 14.7%	141 14.4%	148 15.9%
7.弁護士	1,143 15.4%	1,078 15.7%	953 21.2%	896 21.6%	190 6.4%	182 6.7%	1,046 16.3%	974 16.6%	93 9.5%	95 10.2%
8.大学教授	160 2.2%	142 2.1%	133 3.0%	121 2.9%	27 0.9%	21 0.8%	146 2.3%	133 2.3%	11 1.1%	7 0.8%
9.官公庁	135 1.8%	128 1.9%	99 2.2%	82 2.0%	36 1.2%	46 1.7%	132 2.1%	120 2.0%	2 0.2%	5 0.5%
10.その他	411 5.5%	408 5.9%	223 5.0%	225 5.4%	188 6.4%	183 6.8%	322 5.0%	312 5.3%	78 8.0%	74 7.9%
合計人数	7,433 100.0%	6,864 100.0%	4,487 100.0%	4,154 100.0%	2,946 100.0%	2,710 100.0%	6,406 100.0%	5,869 100.0%	976 100.0%	931 100.0%

- ・社外監査役の経歴の中で、「1.親会社の役職員」が前回と比べて人数、比率とも減少している。会社法の改正では社外要件が厳格化され、親会社の役職員は社外要件を満たさなくなる見込みであることが影響しているとも考えられるが、前回と比べて比率が増加している独立性の高い経歴である「6. 公認会計士又は税理士」や「7. 弁護士」も人数が増えているわけではなく、正確な傾向分析にはもう少し時間を要すると考えられる。
- ・上場会社においては、「1.親会社の役職員」、「2.大株主の役職員」、「3.取引銀行の役職員」、「4.取引先の役職員」が前回より微減(33.3%→32.5%)している。他方、独立性の高い「5.会社と無関係な会社の役職員」「6.公認会計士または税理士」、「7.弁護士」、「8.大学教授」は前回の 59.6%から 60.2%と微増している。大会社について行った同様の分析では、それぞれの割合は48.6%→47.6%、44.4%→45.1%となっており、上場会社、大会社いずれも特筆すべきほどの変化ではない。

### 問 1-3 社内監査役の前職

#### 社内監査役の前職分類別人数

上段:人数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
1. 会長・副 会長	11 0.3%	18 0.5%	2 0.1%	7 0.3%	9 0.7%	11 0.9%	9 0.3%	10 0.4%	2 0.4%	8 1.9%
2. 社長	76 2.1%	54 1.6%	36 1.6%	20 1.0%	40 3.0%	34 2.7%	52 1.7%	41 1.5%	22 4.9%	13 3.0%
3. 副社長	49 1.4%	48 1.5%	37 1.7%	41 2.0%	12 0.9%	7 0.6%	46 1.5%	46 1.6%	3 0.7%	2 0.5%
4. 専務・常 務	562 15.8%	519 15.8%	340 15.2%	309 15.2%	222 16.8%	210 16.8%	500 16.2%	458 16.3%	57 12.6%	53 12.3%
5. 取締役	690 19.4%	617 18.8%	443 19.8%	376 18.5%	247 18.6%	241 19.3%	587 19.1%	519 18.5%	96 21.3%	93 21.6%
6. 執行役 (員)	509 14.3%	505 15.4%	368 16.5%	359 17.7%	141 10.6%	146 11.7%	484 15.7%	484 17.2%	23 5.1%	21 4.9%
7. 相談役・ 顧問・嘱託	125 3.5%	109 3.3%	77 3.4%	65 3.2%	48 3.6%	44 3.5%	105 3.4%	86 3.1%	20 4.4%	23 5.3%
8. 監査関係 部長等	344 9.7%	317 9.7%	229 10.2%	218 10.7%	115 8.7%	99 7.9%	296 9.6%	261 9.3%	44 9.8%	51 11.9%
9. 監査関係 以外の部長 等	881 24.7%	777 23.7%	549 24.6%	491 24.2%	332 25.1%	286 22.9%	763 24.8%	676 24.0%	114 25.3%	93 21.6%
10. その他	314 8.8%	315 9.6%	155 6.9%	142 7.0%	159 12.0%	173 13.8%	236 7.7%	230 8.2%	70 15.5%	73 17.0%
合計人数	3,561 100.0%	3,279 100.0%	2,236 100.0%	2,028 100.0%	1,325 100.0%	1,251 100.0%	3,078 100.0%	2,811 100.0%	451 100.0%	430 100.0%

・社内監査役の経歴については、「9.監査関係以外の部長等」が前回に比べて 1.0 ポイント減少したものの 23.7%と最も多い。次に多いのが「5.取締役」で 0.6 ポイント減少して 18.8%であった。

・前職が執行側の要職（選択肢1から6まで）であった社内監査役の比率は前回から微増（53.3%→53.6%）している。

## 問 1-4 取締役数

### ①社外取締役の設置の有無別社数

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
社外取締役 あり	2,091 62.6%	1,983 64.3%	977 54.1%	962 57.7%	1,114 72.6%	1,021 72.0%	1,706 62.7%	1,609 64.3%	370 61.7%	356 63.7%
社外取締役 なし	1,249 37.4%	1,103 35.7%	828 45.9%	705 42.3%	421 27.4%	398 28.0%	1,014 37.3%	894 35.7%	230 38.3%	203 36.3%
回答社数	3,340 100.0%	3,086 100.0%	1,805 100.0%	1,667 100.0%	1,535 100.0%	1,419 100.0%	2,720 100.0%	2,503 100.0%	600 100.0%	559 100.0%

- ・社外取締役を選任する会社は全体の64.3%で前回より1.7ポイント増加。
- ・特に、上場会社では3.6ポイント増加して57.7%となっており、社外取締役を選任する傾向が顕著である。
- ・また、非上場会社が72.0%と0.6ポイント減少しているものの、上場会社を大きく上回っており、親会社もしくは大株主の役職員(OBも含む)が派遣されている状況に変化はないと思われる(問 1-5 参照)。

### ②取締役平均人数 全体、上場/非上場、大会社/大会社以外別

(人数)		全体		上場会社		非上場会社		大会社		大会社以外	
		2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
全体	取締役総数	7.81	7.75	7.89	7.78	7.71	7.72	7.84	7.96	8.02	6.37
	(内) 社外取締役	1.47	1.49	0.97	1.01	2.06	2.04	1.37	1.48	1.46	1.33
社外取締 役設置 会社	取締役総数	8.22	8.23	8.36	8.28	8.09	8.17	8.24	8.37	8.35	6.92
	(内) 社外取締役	2.36	2.31	1.80	1.75	2.85	2.84	2.30	2.30	2.32	2.08
社外取締 役非設置 会社	取締役総数	7.12	6.88	7.34	7.09	6.70	6.52	7.24	7.21	7.47	5.38

- ・全体として取締役総数は微減(7.81人→7.75人)しているが、社外取締役を選任している会社における取締役総数は8.22人→8.23人とほぼ横這いである。

### ③取締役平均人数 機関設計別

(人数)	取締役会 +監査役会 +会計監査人		取締役会 +監査役 +会計監査人		取締役会 +監査役 (業務監査権限あり)		取締役会 +監査役 (会計監査権限のみ)		その他	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
取締役総数	8.03	7.95	7.31	7.12	6.82	6.81	5.78	6.55	6.45	7.19
うち社外取締役	1.43	1.45	1.81	1.67	1.63	1.59	0.67	2.45	1.26	1.62

### ④取締役総数別社数

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2011年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
1～3人	97	109	25	34	72	75	52	61	44	45
	1.4%	3.6%	1.4%	2.1%	4.7%	5.3%	1.9%	2.5%	7.3%	8.2%
4人	305	262	141	125	164	137	203	176	101	86
	7.8%	8.6%	7.8%	7.5%	10.7%	9.8%	7.5%	7.1%	16.8%	15.6%
5人	469	439	244	225	225	214	358	322	111	117
	13.5%	14.3%	13.5%	13.6%	14.6%	15.2%	13.2%	12.9%	18.5%	21.2%
6人	469	435	248	245	221	190	380	354	89	80
	13.7%	14.2%	13.7%	14.8%	14.4%	13.5%	14.0%	14.2%	14.8%	14.5%
7人	474	442	275	260	199	182	381	364	93	78
	15.2%	14.4%	15.2%	15.7%	12.9%	13.0%	14.0%	14.6%	15.5%	14.1%
8人	419	356	251	210	168	146	361	305	56	49
	13.9%	11.6%	13.9%	12.7%	10.9%	10.4%	13.3%	12.3%	9.3%	8.9%
9人	318	302	181	165	137	137	278	263	39	38
	10.0%	9.9%	10.0%	10.0%	8.9%	9.8%	10.2%	10.6%	6.5%	6.9%
10人	239	235	142	144	97	91	212	214	27	20
	7.9%	7.7%	7.9%	8.7%	6.3%	6.5%	7.8%	8.6%	4.5%	3.6%
11～15人	455	397	259	219	196	178	416	359	38	36
	14.3%	13.0%	14.3%	13.2%	12.8%	12.7%	15.3%	14.4%	6.3%	6.5%
16～20人	71	67	34	25	37	42	65	60	1	3
	1.9%	2.2%	1.9%	1.5%	2.4%	3.0%	2.4%	2.4%	0.2%	0.5%
21人以上	27	19	6	6	21	13	16	9	1	0
	0.3%	0.6%	0.3%	0.4%	1.4%	0.9%	0.6%	0.4%	0.2%	0.0%
回答社数	3,343	3,063	1,806	1,658	1,537	1,405	2,722	2,487	600	552
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・取締役総数が7名の会社が最も多く14.4%で、次に取締役総数5名の会社が14.3%、6名の会社が14.2%と続いている。
- ・取締役総数が6名以下もしくは16名以上の会社の比率が増えているが、取締役総数が16名以上の会社については対象となる会社数が少ないことを勘案すると、全体としては取締役数は減少傾向にあると考えられる。



問 1-5 「社外」取締役の前職又は現職  
社外取締役の前職・現職の分類別人数

上段:人数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
1.親会社の役職員	1,813 36.2%	1,644 34.7%	219 12.1%	187 10.6%	1,594 50.0%	1,457 49.1%	1,426 35.3%	1,259 32.8%	387 51.5%	384 50.9%
2.大株主の役職員	1,232 24.6%	1,130 23.9%	402 22.2%	344 19.4%	830 26.0%	786 26.5%	1,049 26.0%	968 25.2%	181 24.1%	152 20.1%
3.取引銀行の役職員	106 2.1%	119 2.5%	63 3.5%	72 4.1%	43 1.3%	47 1.6%	93 2.3%	105 2.7%	11 1.5%	12 1.6%
4.取引先の役職員	523 10.5%	462 9.8%	206 11.4%	197 11.1%	317 9.9%	265 8.9%	358 8.9%	329 8.6%	39 5.2%	62 8.2%
5.会社と無関係な会社の役職員	566 11.3%	591 12.5%	445 24.6%	473 26.7%	121 3.8%	118 4.0%	498 12.3%	519 13.5%	55 7.3%	65 8.6%
6.公認会計士又は税理士	85 1.7%	116 2.4%	65 3.6%	86 4.9%	20 0.6%	30 1.0%	68 1.7%	91 2.4%	16 2.1%	25 3.3%
7.弁護士	160 3.2%	171 3.6%	126 7.0%	134 7.6%	34 1.1%	37 1.2%	146 3.6%	159 4.1%	8 1.1%	6 0.8%
8.大学教授	174 3.5%	174 3.7%	144 7.9%	144 8.1%	30 0.9%	30 1.0%	151 3.7%	152 4.0%	10 1.3%	9 1.2%
9.官公庁	68 1.4%	99 2.1%	45 2.5%	49 2.8%	23 0.7%	50 1.7%	62 1.5%	90 2.3%	3 0.4%	5 0.7%
10.その他	276 5.5%	230 4.9%	97 5.4%	85 4.8%	179 5.6%	145 4.9%	188 4.7%	164 4.3%	42 5.6%	35 4.6%
合計人数	5,003 100.0%	4,736 100.0%	1,812 100.0%	1,771 100.0%	3,191 100.0%	2,965 100.0%	4,039 100.0%	3,836 100.0%	752 100.0%	755 100.0%

- ・社外取締役の経歴の中で、「1.親会社の役職員」(34.7%)と「2.大株主の役職員」(23.9%)の比率が合わせて 58.6%と前回と比べて減少(2.2 ポイント)しているのに対し、独立性の高い「5.会社と無関係な会社の役職員」、「6.公認会計士又は税理士」、「7.弁護士」、「8.大学教授」の比率は合わせて 22.2%と前回の 19.7%から増加している。会社法の改正で、社外要件が厳格化され、親会社の役職員は社外要件を満たさなくなるとともに、社外取締役を起用しないことが相当でない理由を事業報告に記載し、且つ株主総会で説明することが求められる見込みであること、並びに独立役員として取締役を選任することを努力目標とするとの取引所の方針が影響しているものと考えられる。
- ・上場会社では、「1.親会社の役職員」(10.6%)と「2.大株主の役職員」(19.4%)の比率が、合わせて 30.0%と前回と比べて減少(4.3 ポイント)しており、代わりに「6.公認会計士または税理士」(3.6%→4.9%)、「7.弁護士」(7.0%→7.6%)、「8. 大学教授」(7.9%→8.1%)と増加している。
- ・社外監査役の場合は「6.公認会計士または税理士」と「7.弁護士」が全体で 30.6%を占めるが(問 1-2 参照)、社外取締役では合わせて 6.0%と前回より 1.1 ポイント増加しているものの依然少数である。

## 問 1-6 独立役員の届出状況

### ①独立役員届出人数別社数(上場会社)

(社数)	全体				大会社				大会社以外			
	2012年調査		2013年調査		2012年調査		2013年調査		2012年調査		2013年調査	
届け出あり	1,757	97.3%	1,610	96.6%	1,640	97.4%	1,506	96.7%	117	95.9%	104	95.4%
1人	794	44.0%	654	39.2%	730	43.3%	598	38.4%	64	52.5%	56	51.4%
2人	469	26.0%	472	28.3%	443	26.3%	445	28.6%	26	21.3%	27	24.8%
3人	257	14.2%	239	14.3%	238	14.1%	225	14.4%	19	15.6%	14	12.8%
4人	128	7.1%	135	8.1%	122	7.2%	131	8.4%	6	4.9%	4	3.7%
5人	63	3.5%	61	3.7%	61	3.6%	59	3.8%	2	1.6%	2	1.8%
6人以上	46	2.5%	49	2.9%	46	2.7%	48	3.1%	0	0.0%	1	0.9%
届け出なし	49	2.7%	57	3.4%	44	2.6%	52	3.3%	5	4.1%	5	4.6%
回答社数	1,806	100.0%	1,667	100.0%	1,684	100.0%	1,558	100.0%	122	100.0%	109	100.0%

・前回より比率は若干落ちたものの、前回同様ほぼすべての会社(96.6%)で独立役員の届け出がなされている。

・複数の独立役員を届け出る会社の割合が増加している。

### ②独立役員届出人数平均(上場会社)

(人数)	全体		大会社		大会社以外	
	2012年調査	2013年調査	2012年調査	2013年調査	2012年調査	2013年調査
社外監査役	1.53	1.55	1.54	1.55	1.44	1.48
社外取締役	0.48	0.56	0.50	0.58	0.25	0.21
届け出人数合計	2.01	2.11	2.03	2.14	1.70	1.69

・平均人数は、社外監査役については大きな変化がないが、社外取締役の人数が増加している(0.48人→0.56人)

### ③独立役員届出状況別社数

上段:社数 下段:比率	全体		大会社		大会社以外	
	2012年調査	2013年調査	2012年調査	2013年調査	2012年調査	2013年調査
社外監査役のみ	1,193	1,009	1,104	924	89	85
	67.9%	62.7%	67.3%	61.4%	76.1%	81.7%
社外監査役及び社外取締役	440	481	421	468	19	13
	25.0%	29.9%	25.7%	31.1%	16.2%	12.5%
社外取締役のみ	124	120	115	114	9	6
	7.1%	7.5%	7.0%	7.6%	7.7%	5.8%
合計	1,757	1,610	1,640	1,506	117	104
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・社外監査役のみを届け出ている会社は全体の62.7%を占めており、監査役にて独立役員の要件を満たしている会社が大半であることは前回と変わらないが、前回と比べて5.2ポイント減少しており、社外取締役を独立役員として届け出ている会社が増えていることを示している。特に大会社においては、社外監査役のみを届け出ている会社の比率は、61.4%と前回より5.9ポイント減少している。

## 問 1-7 執行役員数

### ①執行役員制度導入状況別社数

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
執行役員制度あり	1,905	1,829	1,215	1,154	690	675	1,669	1,599	227	216
	57.0%	59.3%	67.3%	69.2%	44.9%	47.6%	61.3%	63.9%	37.8%	38.6%
取締役兼務者 あり	1,216	1,147	783	735	433	412	1,095	1,039	118	104
	36.4%	37.2%	43.4%	44.1%	28.2%	29.0%	40.2%	41.5%	19.7%	18.6%
取締役兼務者 なし	689	682	432	419	257	263	574	560	109	112
	20.6%	22.1%	23.9%	25.1%	16.7%	18.5%	21.1%	22.4%	18.2%	20.0%
執行役員制度なし	1,438	1,257	591	513	847	744	1,053	904	373	343
	43.0%	40.7%	32.7%	30.8%	55.1%	52.4%	38.7%	36.1%	62.2%	61.4%
回答社数	3,343	3,086	1,806	1,667	1,537	1,419	2,722	2,503	600	559
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・執行役員制度を採用している会社は全体で59.3%と前回(57.0%)から増加し、上場会社では67.3%→69.2%、非上場会社では44.9%→47.6%、大会社では61.3%→63.9%、大会社以外では37.8%→38.6%となっており、すべての分類で割合が増加している。

### ②執行役員数平均

(人数)		全体		上場会社		非上場会社		大会社		大会社以外	
		2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
執行役員制度 がある会社 (全体)	執行役員総数 平均	10.85	10.67	11.97	11.80	8.88	8.75	11.53	11.35	6.09	5.81
	うち取締役 兼務者のいる 会社	13.54	13.42	14.86	14.70	11.14	11.13	14.12	13.98	8.36	7.60
	うち取締役兼務 数 平均	5.06	4.94	5.51	5.36	4.23	4.19	5.19	5.06	3.88	3.63

・執行役員の平均人数は、10.67人(前回10.85人)。上場会社/非上場会社、大会社/大会社以外の区分では、それぞれ微減しているものの大きな変化はない。

・取締役との兼務者の平均人数は、4.94人(前回5.06人)と大きな変化ではないが、兼務者は減少する傾向にある。

## 問 1-8 監査役スタッフ(監査役の補助使用人)数

### ①スタッフ設置状況別社数

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
スタッフ設置あり	1,539	1,350	924	815	615	535	1,353	1,187	168	142
	46.0%	43.7%	51.2%	48.9%	40.0%	37.7%	49.7%	47.4%	28.0%	25.4%
専属スタッフ のみの会社	395	373	292	262	103	111	373	347	13	12
	11.8%	12.1%	16.2%	15.7%	6.7%	7.8%	13.7%	13.9%	2.2%	2.1%
専属スタッフと兼 任スタッフがいる 会社	85	69	61	51	24	18	83	67	1	1
	2.5%	2.2%	3.4%	3.1%	1.6%	1.3%	3.0%	2.7%	0.2%	0.2%
兼任スタッフ のみの会社	1,059	908	571	502	488	406	897	773	154	129
	31.7%	29.4%	31.6%	30.1%	31.8%	28.6%	33.0%	30.9%	25.7%	23.1%
スタッフ設置なし	1,804	1,736	882	852	922	884	1,369	1,316	432	417
	54.0%	56.3%	48.8%	51.1%	60.0%	62.3%	50.3%	52.6%	72.0%	74.6%
回答社数	3,343	3,086	1,806	1,667	1,537	1,419	2,722	2,503	600	559
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・監査役スタッフを設置する会社の割合は全体で 43.7%、前回(46.0%)に比べ減少しているが、「専属スタッフのみの会社」の比率は増加(11.8%→12.1%)しているのに対し、「専属スタッフと兼務スタッフがいる会社」(2.5%→2.2%)と「兼任スタッフのみの会社」(31.7%→29.4%)が減少している。
- ・監査役の実任が拡大する中で、兼任といえども監査役スタッフを有する会社が減少傾向にあるのは、懸念される材料である。

### ②設置状況別スタッフ数平均

(人数)		全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
		2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
スタッフ設置あり	専属スタッフ	0.62	0.67	0.78	0.79	0.38	0.48	0.68	0.72	0.14	0.15
	兼務スタッフ	1.22	1.22	1.18	1.19	1.30	1.28	1.21	1.21	1.32	1.36
	スタッフ合計	1.84	1.89	1.95	1.98	1.67	1.76	1.89	1.92	1.45	1.51
専属スタッフの みの会社	スタッフ合計	1.99	2.11	2.05	2.16	1.80	1.98	2.02	2.16	1.69	1.58
専属スタッフと 兼任スタッフが いる会社	専属スタッフ	1.96	1.67	1.95	1.49	2.00	2.17	1.96	1.51	1.00	3.00
	兼務スタッフ	1.79	1.64	1.64	1.53	2.17	1.94	1.75	1.48	1.00	3.00
	スタッフ合計	3.75	3.30	3.59	3.02	4.17	4.11	3.71	2.99	2.00	6.00
兼任スタッフの みの会社	スタッフ合計	1.64	1.69	1.73	1.77	1.53	1.60	1.67	1.73	1.43	1.47

- ・監査役スタッフの平均人数は、全体で 1.89 人(前回 1.84 人)、内訳は専属 0.67 人(前回 0.62 人)、兼任 1.22 人(前回 1.22 人)と僅かではあるが増加している。ただし、「専属スタッフと兼務スタッフがいる会社」についてはスタッフ総数が減少していることが気付きである。

問 1-9 監査役スタッフ(監査役の補助使用人)の兼務部署  
監査役スタッフの兼務部署

上段:人数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
1. 総務系	466 25.1%	411 25.0%	250 23.3%	204 21.1%	216 27.5%	207 30.6%	390 24.0%	345 24.2%	76 34.5%	65 33.0%
2. 法務系	128 6.9%	125 7.6%	70 6.5%	74 7.6%	58 7.4%	51 7.5%	115 7.1%	107 7.5%	13 5.9%	17 8.6%
3. 経理・財務系	154 8.3%	143 8.7%	64 6.0%	57 5.9%	90 11.5%	86 12.7%	127 7.8%	121 8.5%	25 11.4%	20 10.2%
4. 経営企画系	112 6.0%	93 5.7%	48 4.5%	49 5.1%	64 8.2%	44 6.5%	88 5.4%	78 5.5%	23 10.5%	15 7.6%
5. 内部監査部門系	928 49.9%	802 48.8%	604 56.3%	545 56.2%	324 41.3%	257 38.0%	844 52.0%	712 50.0%	77 35.0%	71 36.0%
6. その他	70 3.8%	71 4.3%	37 3.4%	40 4.1%	33 4.2%	31 4.6%	59 3.6%	60 4.2%	6 2.7%	9 4.6%
合計人数	1,858 100.0%	1,645 100.0%	1,073 100.0%	969 100.0%	785 100.0%	676 100.0%	1,623 100.0%	1,423 100.0%	220 100.0%	197 100.0%

・兼務スタッフは、圧倒的に内部監査部門系のスタッフが多く、全体のほぼ半数を占めている(49.9%→48.8%)ことを始め傾向には大きな変化はない。

問 1-10 監査役スタッフ(監査役の補助使用人)に対する人事同意権等の有無(新設設問)

	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率
1. 専属・兼務に関わらず 同意権等がある	796	25.8%	513	30.8%	283	20.0%	714	28.6%	67	12.0%
2. 専属のみ同意権等がある	184	6.0%	131	7.9%	53	3.7%	168	6.7%	12	2.2%
3. ない	2,102	68.2%	1,020	61.3%	1,082	76.3%	1,618	64.7%	479	85.8%
回答社数	3,082	100.0%	1,664	100.0%	1,418	100.0%	2,500	100.0%	558	100.0%

・「監査役スタッフに対する人事同意権がない」との回答が大半(68.2%)を占め、特に非上場会社や大会社以外の会社では比率が高い。非上場会社や大会社以外の会社では、執行側の意向に影響される面が強いことがうかがえる。

## 問 1-11 内部監査部門等(監査部、内部監査室など)のスタッフ数

### ①内部監査部門設置状況別社数

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
内部監査あり	2,873	2,679	1,739	1,600	1,134	1,079	2,428	2,248	427	408
	85.9%	86.8%	96.3%	96.0%	73.8%	76.0%	89.2%	89.8%	71.2%	73.0%
内部監査専属スタッフのみの会社	1,917	1,753	1,243	1,101	674	652	1,666	1,510	240	229
	57.3%	56.8%	68.8%	66.0%	43.9%	45.9%	61.2%	60.3%	40.0%	41.0%
内部監査専属スタッフと兼任スタッフがいる会社	485	490	315	326	170	164	438	442	44	44
	14.5%	15.9%	17.4%	19.6%	11.1%	11.6%	16.1%	17.7%	7.3%	7.9%
内部監査兼任スタッフのみの会社	471	436	181	173	290	263	324	296	143	135
	14.1%	14.1%	10.0%	10.4%	18.9%	18.5%	11.9%	11.8%	23.8%	24.2%
内部監査なし	470	407	67	67	403	340	294	255	173	151
	14.1%	13.2%	3.7%	4.0%	26.2%	24.0%	10.8%	10.2%	28.8%	27.0%
回答社数	3,343	3,086	1,806	1,667	1,537	1,419	2,722	2,503	600	559
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・大半の会社では内部監査部門を設置しており、比率は引き続き増加の傾向にある(全体では 85.9%→86.8%)。

### ②内部監査部門設置状況別スタッフ数平均

(人数)		全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
スタッフ設置状況	スタッフ種類	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
内部監査あり	専属スタッフ	4.83	4.88	5.20	5.28	4.24	4.29	5.44	5.45	1.38	1.45
	兼務スタッフ	0.82	0.88	0.72	0.82	0.98	0.97	0.81	0.87	0.86	0.86
	スタッフ合計	5.65	5.75	5.91	6.09	5.22	5.26	6.25	6.32	2.24	2.31
内部監査専属スタッフのみの会社	スタッフ合計	6.12	6.03	6.09	6.22	6.12	5.70	6.70	6.58	2.08	2.19
内部監査専属スタッフと兼任スタッフがいる会社	専属スタッフ	4.44	5.10	4.65	4.88	4.02	5.54	4.68	5.22	2.05	2.02
	兼務スタッフ	2.47	2.74	2.62	2.74	2.18	2.76	2.54	2.78	1.82	2.14
	スタッフ合計	6.91	7.84	7.27	7.62	6.20	8.30	7.22	8.00	3.86	4.16
内部監査兼任スタッフのみの会社	スタッフ合計	2.46	2.30	2.33	2.39	2.56	2.25	2.65	2.49	2.01	1.91

・内部監査部門スタッフの平均人数は、全区分において僅かではあるが増加している。

## 問 1-12 指名委員会・報酬委員会等の有無

### 指名委員会・報酬委員会に相当する機関の設置状況別社数

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
1.指名委員会、報酬委員会 に相当するものがそれぞれ 設置されている	76	81	58	54	18	27	67	71	3	3
	2.3%	2.6%	3.2%	3.2%	1.2%	1.9%	2.5%	2.8%	0.5%	0.5%
2.指名委員会、報酬委員会 に相当する機能を併せ持つ ものが設置されている	47	57	35	40	12	17	42	49	2	3
	1.4%	1.8%	1.9%	2.4%	0.8%	1.2%	1.5%	2.0%	0.3%	0.5%
3.指名委員会に相当するも ののみが設置されている	13	11	5	4	8	7	10	8	0	1
	0.4%	0.4%	0.3%	0.2%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.0%	0.2%
4.報酬委員会に相当するも ののみが設置されている	125	120	93	95	32	25	117	112	6	5
	3.7%	3.9%	5.1%	5.7%	2.1%	1.8%	4.3%	4.5%	1.0%	0.9%
5.設置されていない	3,082	2,816	1,615	1,474	1,467	1,342	2,486	2,262	589	547
	92.2%	91.3%	89.4%	88.4%	95.4%	94.6%	91.3%	90.4%	98.2%	97.9%
回答社数	3,343	3,085	1,806	1,667	1,537	1,418	2,722	2,502	600	559
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・何らかの機関等を設置している会社は、全体では 0.9 ポイント増加して 8.7%となっており、上場会社では 1.0 ポイント増加して 11.6%となっている。増加傾向にあるものの、大半はこれらの委員会に相当する機関を設置しておらず、委員会設置会社の長所を取り入れるハイブリッド型の制度を取り入れている会社はまだ少数にとどまっている。

・上場会社においては、報酬委員会相当の機関を設置している会社の比率が 1.1 ポイント増加して 11.3%となっているが、指名委員会相当の機関を設置している会社の割合は 5.8%と 0.4 ポイントしか増加しておらず、取締役会の執行からの独立については限界がある状況であることに変わりはない。

## 問 1-13 監査役の英文呼称(新設設問)

	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
1.採用している	1,055	34.2%	669	40.2%	386	27.2%	917	36.7%	133	23.8%
2.採用していない	2,028	65.8%	996	59.8%	1,032	72.8%	1,583	63.3%	426	76.2%
回答社数	3,083	100.0%	1,665	100.0%	1,418	100.0%	2,500	100.0%	559	100.0%

・監査役の新英文推奨呼称を採用している会社は 34.2%であり、新推奨呼称の公表から約 1 年の時点での数値としての評価は分かれるところと思われる。ただ、より英文呼称の必要性が高いと思われる上場会社と大会社においては、それぞれ 40.2%、36.7%と全体と比較してかなり比率が高くなっている。

## Ⅱ 定時株主総会に係る各種実務手続き及び期末監査について

### 問 2-1 監査役選任議案の有無

#### 監査役選任議案の有無別社数

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
1.あった	2,119	1,543	1,215	843	904	700	1,801	1,298	307	235
	63.4%	50.0%	67.3%	50.6%	58.8%	49.4%	66.2%	51.9%	51.2%	42.0%
2.なかった	1,224	1,542	591	824	633	718	921	1,204	293	324
	36.6%	50.0%	32.7%	49.4%	41.2%	50.6%	33.8%	48.1%	48.8%	58.0%
回答社数	3,343	3,085	1,806	1,667	1,537	1,418	2,722	2,502	600	559
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

### 問 2-2 監査役選任議案の決定プロセス

#### 監査役選任議案の決定プロセス状況別社数(複数回答可)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
1. 社内監査役候補者について、 監査役(会)が提案した	71	60	39	34	32	26	56	51	13	6
	3.4%	3.9%	3.2%	4.0%	3.5%	3.7%	3.1%	3.9%	4.2%	2.6%
2. 社外監査役候補者について、 監査役(会)が提案した	141	96	86	60	55	36	114	80	24	14
	6.7%	6.2%	7.1%	7.1%	6.1%	5.1%	6.3%	6.2%	7.8%	6.0%
3. 執行部門と監査役(会)が、そ れぞれ候補者を提案し、協議・調 整の上候補者を選定した	100	54	66	33	34	21	84	46	13	8
	4.7%	3.5%	5.4%	3.9%	3.8%	3.0%	4.7%	3.5%	4.2%	3.4%
4. 代表取締役等執行部門が候 補者を選定し、監査役(会)として 同意した	1,822	1,345	1,082	757	740	588	1,578	1,142	237	195
	86.0%	87.2%	89.1%	89.8%	81.9%	84.0%	87.6%	88.0%	77.2%	83.0%
5. 当該議案が株主提案であつ たため該当せず	82	66	4	3	78	63	51	46	31	20
	3.9%	4.3%	0.3%	0.4%	8.6%	9.0%	2.8%	3.5%	10.1%	8.5%
回答社数 (選任議案あり)	2,119	1,543	1,215	843	904	700	1,801	1,298	307	235

比率は選任議案があったとした回答社数で割ったもの

- ・「4. 代表取締役等執行部門が候補者を選定し、監査役(会)として同意した」が全体で 87.2%と依然大半を占めている。
- ・監査役(会)が監査役候補者の選定に積極的に関わる選択肢1～3は合わせて 13.6%と前回から 1.2 ポイント減少している。



## 問 2-3 監査役選任議案への同意の理由

### 監査役選任議案への同意理由別社数(複数回答可)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
1. 会計・財務に関する知見を有するから	914	606	588	358	326	248	803	524	109	77
	43.1%	39.3%	48.4%	42.5%	36.1%	35.4%	44.6%	40.4%	35.5%	32.8%
2. 法務部門出身者だから	114	69	72	39	42	30	93	57	20	10
	5.4%	4.5%	5.9%	4.6%	4.6%	4.3%	5.2%	4.4%	6.5%	4.3%
3. 会社の状況に通じているから	1,169	792	718	450	451	342	1,028	661	136	122
	55.2%	51.3%	59.1%	53.4%	49.9%	48.9%	57.1%	50.9%	44.3%	51.9%
4. 営業・研究等、会社の一定の事業分野に通じているから	558	438	369	271	189	167	500	386	56	49
	26.3%	28.4%	30.4%	32.1%	20.9%	23.9%	27.8%	29.7%	18.2%	20.9%
5. 弁護士や公認会計士など法律や会計の専門家であるから	490	294	412	226	78	68	438	251	49	39
	23.1%	19.1%	33.9%	26.8%	8.6%	9.7%	24.3%	19.3%	16.0%	16.6%
6. 証券取引所から導入を要請されている「独立役員」に該当するから	262	152	259	138	3	14	246	143	16	9
	12.4%	9.9%	21.3%	16.4%	0.3%	2.0%	13.7%	11.0%	5.2%	3.8%
7. 親会社や大株主の役職員だから	624	488	200	150	424	338	527	414	95	74
	29.4%	31.6%	16.5%	17.8%	46.9%	48.3%	29.3%	31.9%	30.9%	31.5%
8. 取引先の役職員だから	136	83	90	56	46	27	121	79	12	3
	6.4%	5.4%	7.4%	6.6%	5.1%	3.9%	6.7%	6.1%	3.9%	1.3%
9. 当該議案が株主提案であったため該当せず	53	42	1	2	52	40	31	30	22	12
	2.5%	2.7%	0.1%	0.2%	5.8%	5.7%	1.7%	2.3%	7.2%	5.1%
回答社数	2,119	1,543	1,215	843	904	700	1,801	1,298	307	235

比率は問 2-1 で選任議案があったとした回答社数で割ったもの

- ・最も多いのは、前回同様「3.会社の状況に通じているから」で、全体で51.3%と3.9ポイント減少している。上場会社、大会社いずれも50%を超えているが、全体としては減少傾向にある。
- ・次に多いのは「1.会計・財務に関する知見を有するから」で、全体で39.3%と減少している。上場会社でも比率は減少していることが注目される。
- ・比率が増加しているのは、「4. 営業・研究等、会社の一定の事業分野に通じているから」と「7.親会社や大株主の役職員だから」。「7.親会社や大株主の役職員だから」は非上場会社では48.3%と前回から1.4ポイント増加し、非上場会社における最大の理由である「3.会社の状況に通じているから」とほとんど同じ比率となっている。
- ・「6.証券取引所から導入が要請されている「独立役員」に該当するから」が上場会社では16.4%と非上場会社の2.0%を大きく離しているが、上場会社が4.9ポイント減少しているのに対し非上場会社は1.7ポイント増加していることが注目される。

問 3-1 退任監査役等の有無（1 回前の株主総会での任期満了退任を除く）

監査役の退任等の有無別社数（複数回答可）

(社数)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012 年 調査	2013 年 調査	2012 年 調査	2013 年 調査	2012 年 調査	2013 年 調査	2012 年 調査	2013 年 調査	2012 年 調査	2013 年 調査
1. なかった	1,629	1,756	882	1,005	747	751	1,235	1,378	383	364
	48.7%	56.9%	48.8%	60.3%	48.6%	53.0%	45.4%	55.1%	63.8%	65.1%
2. 任期満了での退任があった	971	554	653	335	318	219	879	481	84	66
	29.0%	18.0%	36.2%	20.1%	20.7%	15.4%	32.3%	19.2%	14.0%	11.8%
3. 解任があった	9	15	5	7	4	8	7	13	2	2
	0.3%	0.5%	0.3%	0.4%	0.3%	0.6%	0.3%	0.5%	0.3%	0.4%
4. 監査役の逝去があった	27	20	18	14	9	6	24	16	3	3
	0.8%	0.6%	1.0%	0.8%	0.6%	0.4%	0.9%	0.6%	0.5%	0.5%
5. 任期途中での辞任があった	802	808	312	345	490	463	667	676	133	129
	24.0%	26.2%	17.3%	20.7%	31.9%	32.7%	24.5%	27.0%	22.2%	23.1%
回答社数	3,343	3,085	1,806	1,667	1,537	1,418	2,722	2,502	600	559

・「5.任期途中での辞任があった」が非上場会社では 32.7%と上場会社の 20.7%を大きく上回っており、辞任を余儀なくされるケースが多いことが推測される。

### 問 3-2 辞任の理由

#### 任期途中で辞任した監査役の主な辞任理由(複数回答可)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
1. 役職定年等、社内規定によるもの	182	194	42	74	140	120	143	164	39	29
	22.7%	24.0%	13.5%	21.4%	28.6%	25.9%	21.4%	24.3%	29.3%	22.5%
2. 執行部門(子会社執行部門も含む)に戻る等、職掌の変更に伴うもの	197	221	49	72	148	149	162	186	34	35
	24.6%	27.4%	15.7%	20.9%	30.2%	32.2%	24.3%	27.5%	25.6%	27.1%
3. 合併等、会社の機関設計の変更に伴うもの	31	33	8	10	23	23	25	30	6	3
	3.9%	4.1%	2.6%	2.9%	4.7%	5.0%	3.7%	4.4%	4.5%	2.3%
4. 辞任監査役自身の健康上の理由によるもの	55	54	43	38	12	16	43	46	12	8
	6.9%	6.7%	13.8%	11.0%	2.4%	3.5%	6.4%	6.8%	9.0%	6.2%
5. その他一身上の都合によるもの	369	356	187	182	182	174	321	295	47	59
	46.0%	44.1%	59.9%	52.8%	37.1%	37.6%	48.1%	43.6%	35.3%	45.7%
回答社数 (辞任ありとした会社数)	802	808	312	345	490	463	667	676	133	129

比率は問 3-1 で任期途中での辞任あり(選択肢 5)とした回答社数に対する比率

- ・辞任の理由は、「5.その他一身上の都合によるもの」が減少傾向にあるものの、比率としては飛び抜けている(特に上場会社では 52.8%)。一身上の都合を、自発的な辞任と捉えてよいかは必ずしも明確でない。
- ・また、明らかに辞任監査役の意思に拠らない会社都合による辞任である「1.役職定年等、社内規定によるもの」、「2.執行部門(子会社執行部門も含む)に戻る等、職掌の変更に伴うもの」は全体として合わせて 51.4%と 4.1 ポイント増加し、半数を超えていることが注目される。非上場会社では 58.1%と減少しているものの、依然高水準となっている。

### 問 3-3 辞任の理由の開示

#### 任期途中辞任監査役の辞任理由開示状況

上段:社数 下段:比率	全体		上場会社		非上場会社		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
1. 辞任の理由を事業報告に記載した	98 7.9%	65 8.0%	30 9.6%	33 9.6%	68 7.3%	32 6.9%	50 7.5%	56 8.3%	10 7.5%	9 7.0%
2. 辞任の理由を株主総会で述べた	181 14.6%	148 18.3%	33 10.6%	42 12.2%	148 16.0%	106 22.9%	109 16.3%	110 16.3%	32 24.1%	38 29.5%
3. 事業報告に記載し、株主総会で述べた	58 4.7%	38 4.7%	10 3.2%	15 4.3%	48 5.2%	23 5.0%	26 3.9%	32 4.7%	5 3.8%	6 4.7%
4. 事業報告記載も株主総会陳述も行わなかった	902 72.8%	557 68.9%	239 76.6%	255 73.9%	663 71.5%	302 65.2%	482 72.3%	478 70.7%	86 64.7%	76 58.9%
回答社数	1,239	808	312	345	927	463	667	676	133	129

・「4.事業報告記載も株主総会陳述も行わなかった」が 68.9%で、減少傾向にあるものの、辞任の理由が開示されている会社は依然として少ない。

#### 問 4-1 事業報告作成時の執行部門との協議

##### ①事業報告作成時の執行部門との協議状況別社数

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
1. 事業報告の作成前に、監査役と執行部門との間で十分な協議を行った	288	302	149	158	139	144	241	257	44	43
	8.6%	9.8%	8.3%	9.5%	9.0%	10.2%	8.9%	10.3%	7.3%	7.7%
2. 事業報告の内容がほぼ確定した段階で、監査役と執行部門との間で協議や意見交換の場を設けた	2,220	2,015	1,229	1,109	991	906	1,838	1,651	369	345
	66.4%	65.3%	68.1%	66.5%	64.5%	63.9%	67.5%	66.0%	61.5%	61.7%
3. 事業報告の作成前に、監査役と執行部門との間で協議や意見交換の場は設けなかった	698	674	364	354	334	320	537	521	157	150
	20.9%	21.9%	20.2%	21.2%	21.7%	22.6%	19.7%	20.8%	26.2%	26.8%
4. その他	137	93	64	46	73	47	106	72	30	21
	4.1%	3.0%	3.5%	2.8%	4.7%	3.3%	3.9%	2.9%	5.0%	3.8%
回答社数	3,343	3,084	1,806	1,667	1,537	1,417	2,722	2,501	600	559
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「1.事業報告の作成前に、監査役と執行部門との間で十分な協議を行った」は全体で9.8%にとどまったものの、選択肢2と合わせると全体で75.1%に上り、監査役が事業報告の作成に何らかの関与をした会社が大半であることは前回同様である。

②事業報告内容に関する事前協議状況別

内部統制システム構築・運用状況の開示状況別社数（問 4-1 と問 5-4 のクロス集計）

上段:社数 下段:比率	1. 十分に記載 されている		2. ある程度記載 されている		3. 記載されて いない		合計	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
1. 事業報告の作成前に、監査 役と執行部門との間で十分な協 議を行った	118	125	68	80	99	97	285	302
	3.6%	4.1%	2.0%	2.6%	3.0%	3.1%	8.6%	9.8%
2. 事業報告の内容がほぼ確定 した段階で、監査役と執行部門 との間で協議や意見交換の場を 設けた	751	654	661	689	794	672	2,206	2,015
	22.6%	21.2%	19.9%	22.3%	23.9%	21.8%	66.4%	65.4%
3. 事業報告の作成前に、監査 役と執行部門との間で協議や意 見交換の場は設けなかった	181	169	207	219	306	285	694	673
	5.5%	5.5%	6.2%	7.1%	9.2%	9.2%	20.9%	21.8%
4. その他	27	22	53	20	56	51	136	93
	0.8%	0.7%	1.6%	0.6%	1.7%	1.7%	4.1%	3.0%
回答社数	1,077	970	989	1,008	1,255	1,105	3,321	3,083
	32.4%	31.5%	29.8%	32.7%	37.8%	35.8%	100.0%	100.0%

問 4-2「財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているもの」の事業報告への記載の有無とその内容  
(公開会社のみ)

①「財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているもの」記載の有無(公開会社のみ)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
記載あり	1,608	1,473	1,516	1,401	92	72	1,491	1,369	117	104
	81.6%	81.5%	84.1%	84.3%	54.8%	49.0%	82.0%	81.6%	77.0%	79.4%
記載なし	363	335	287	260	76	75	328	308	35	27
	18.4%	18.5%	15.9%	15.7%	45.2%	51.0%	18.0%	18.4%	23.0%	20.6%
回答社数	1,971	1,808	1,803	1,661	168	147	1,819	1,677	152	131
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・監査役の財務及び会計に関する知見を開示している会社は全体で 81.5%と前回とほぼ同じ水準にあり、大半の会社で財務及び会計に関する知見を有している監査役を選任していることがうかがえる。ただし、非上場会社に限定すると開示している会社が 49.0%と 5.8%減少している。事業報告に記載がないことをもって選出された監査役に財務及び会計に関する知見がないと判断できるわけではないが、気がかりではある。

②財務及び会計の知見ありとして記載された監査役数別社数(公開会社のみ)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
0名	363	335	287	260	76	75	328	308	35	27
	18.4%	18.5%	15.9%	15.7%	45.2%	51.0%	18.0%	18.4%	23.0%	20.6%
1名	488	398	463	384	25	14	456	373	32	25
	24.8%	22.0%	25.7%	23.1%	14.9%	9.5%	25.1%	22.2%	21.1%	19.1%
2名	436	386	412	370	24	16	403	356	33	30
	22.1%	21.3%	22.9%	22.3%	14.3%	10.9%	22.2%	21.2%	21.7%	22.9%
3名以上	684	689	641	647	43	42	632	640	52	49
	34.7%	38.1%	35.6%	39.0%	25.6%	28.6%	34.7%	38.2%	34.2%	37.4%
回答社数	1,971	1,808	1,803	1,661	168	147	1,819	1,677	152	131

・上場/非上場とも知見者が3名以上いる会社が増えており、公開会社全体として知見者が3名以上いる会社の中での割合が 38.1%と前回の 34.7%から増加している。

③財務及び会計の知見を有する理由別/監査役種類別人数（公開会社のみ）

上段:社数 下段:比率	全体(公開会社)									
	常勤社内		常勤社外		非常勤社内		非常勤社外		合計	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
1. CFO等、財務 部門役員	180	168	61	57	14	11	155	143	410	379
	21.7%	21.4%	14.9%	12.7%	13.5%	10.5%	6.3%	6.0%	10.8%	10.1%
2. 経理・財務部 門経験	333	323	73	79	20	19	240	240	666	661
	40.2%	41.1%	17.8%	17.6%	19.2%	18.1%	9.8%	10.0%	17.6%	17.7%
3. 公認会計士・ 税理士等	14	9	35	44	19	20	867	810	935	883
	1.7%	1.1%	8.6%	9.8%	18.3%	19.0%	35.4%	33.8%	24.7%	23.7%
4. 金融機関経験	84	99	171	161	12	15	303	254	570	529
	10.1%	12.6%	41.8%	35.8%	11.5%	14.3%	12.4%	10.6%	15.1%	14.2%
5. 弁護士	1	1	8	22	9	12	509	502	527	537
	0.1%	0.1%	2.0%	4.9%	8.7%	11.4%	20.8%	21.0%	13.9%	14.4%
6. 他社の監査役 経験	17	20	31	51	9	9	163	230	220	310
	2.1%	2.5%	7.6%	11.3%	8.7%	8.6%	6.7%	9.6%	5.8%	8.3%
7. 会計、監査論 等研究者	1	1	0	1	0	0	35	36	36	38
	0.1%	0.1%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	1.4%	1.5%	1.0%	1.0%
8. その他	198	164	30	35	21	19	174	178	423	396
	23.9%	20.9%	7.3%	7.8%	20.2%	18.1%	7.1%	7.4%	11.2%	10.6%
合計人数	828	785	409	450	104	105	2,446	2,393	3,787	3,733
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・知見者として記載されたのは非常勤社外監査役が多く、64.1%に達した。また、知見者の経歴としては「3. 公認会計士や税理士等」が23.7%と最も多かった。次に「2. 経理・財務部門経験」が17.7%、「5. 弁護士」が14.4%と続いた。
- ・常勤社内の場合には社内の財務経理部門経験者が中心で、常勤社外の場合には金融機関出身者が中心となっていることは前回と変わっていない。ただし、常勤社外について、「4. 金融機関経験者」が減少し、代わりに「3. 公認会計士・税理士等」、「5. 弁護士」、「6. 他社の監査役経験」が増えていることが注目される。
- ・非常勤社外については、いわゆる会計に関連した資格者と弁護士が中心となっているが、金融機関出身者や他社で財務経理を担当していた者も一定数含まれている。また、「6. 他社の監査役経験」も2.9ポイント増えて9.6%となっていることも注目される。なお、他社には親会社も含まれており、会社法改正により社外要件が厳格化した場合変動が見られるものと思われる。



問 5-1 内部統制システムに係る取締役会決議の見直しの有無

内部統制システムに係る取締役会決議の見直し状況別社数

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
1. 見直しの決議を行った	687	717	420	408	267	309	599	619	82	89
	20.6%	23.2%	23.3%	24.5%	17.4%	21.8%	22.0%	24.7%	13.7%	15.9%
2. 見直しの決議は行っていないが、内部統制システムの整備(構築・運用)状況に関する報告・検討を行った	1,114	1,527	686	913	428	614	981	1,324	129	192
	33.3%	49.5%	38.0%	54.8%	27.8%	43.3%	36.0%	52.9%	21.5%	34.3%
3. 見直しの決議を行っていない	1,276	546	676	286	600	260	1,089	459	181	84
	38.2%	17.7%	37.4%	17.2%	39.0%	18.3%	40.0%	18.3%	30.2%	15.0%
4. 内部統制システムに係る取締役会決議をしていない	266	295	24	60	242	235	53	100	208	194
	8.0%	9.6%	1.3%	3.6%	15.7%	16.6%	1.9%	4.0%	34.7%	34.7%
回答社数	3,343	3,085	1,806	1,667	1,537	1,418	2,722	2,502	600	559

・内部統制システムに不都合がないか検討している「1. 見直しの決議を行った」と「2. 見直しの決議は行っていないが、内部統制システムの整備(構築・運用)状況に関する報告・検討を行った」の合計が 18.8 ポイントと大きく増加し、72.7%となっている。特に上場会社では 79.3%と 8 割近くとなっている。ただし、検討が毎年行われているかは明らかではないため、動向を注視する必要がある。

問 5-2 内部統制システムに係る取締役会決議について見直した項目  
内部統制システムに係る取締役会決議の見直し項目別社数(複数回答可)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年	2013年	2012年	2013年	2012年	2013年	2012年	2013年	2012年	2013年
1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法 362 条 4 項 6 号)	240	248	145	150	95	98	215	220	24	27
	34.9%	34.6%	34.5%	36.8%	35.6%	31.7%	35.9%	35.5%	29.3%	30.3%
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則 100 条 1 項 1 号)	130	152	72	85	58	67	107	128	21	23
	18.9%	21.2%	17.1%	20.8%	21.7%	21.7%	17.9%	20.7%	25.6%	25.8%
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則 100 条 1 項 2 号)	229	244	138	149	91	95	199	214	28	29
	33.3%	34.0%	32.9%	36.5%	34.1%	30.7%	33.2%	34.6%	34.1%	32.6%
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則 100 条 1 項 3 号)	180	203	100	113	80	90	154	172	25	31
	26.2%	28.3%	23.8%	27.7%	30.0%	29.1%	25.7%	27.8%	30.5%	34.8%
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法施行規則 100 条 1 項 4 号)	141	160	88	98	53	62	120	136	19	24
	20.5%	22.3%	21.0%	24.0%	19.9%	20.1%	20.0%	22.0%	23.2%	27.0%
6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則 100 条 1 項 5 号)	188	219	108	125	80	94	159	185	28	32
	27.4%	30.5%	25.7%	30.6%	30.0%	30.4%	26.5%	29.9%	34.1%	36.0%
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(会社法施行規則 100 条 3 項 1 号)	108	114	59	67	49	47	96	99	12	15
	15.7%	15.9%	14.0%	16.4%	18.4%	15.2%	16.0%	16.0%	14.6%	16.9%
8. 上記 7 の使用人の取締役からの独立性に関する事項(会社法施行規則 100 条 3 項 2 号)	83	78	43	47	40	31	72	69	11	9
	12.1%	10.9%	10.2%	11.5%	15.0%	10.0%	12.0%	11.1%	13.4%	10.1%
9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制(会社法施行規則 100 条 3 項 3 号)	125	138	66	72	59	66	109	119	16	19
	18.2%	19.2%	15.7%	17.6%	22.1%	21.4%	18.2%	19.2%	19.5%	21.3%
10. 上記 7~9 のほか、監査役が実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則 100 条 3 項 4 号)	105	129	57	73	48	56	88	113	16	16
	15.3%	18.0%	13.6%	17.9%	18.0%	18.1%	14.7%	18.3%	19.5%	18.0%
11. 財務報告の適正性を確保するための体制	95	79	60	46	35	33	82	63	11	13
	13.8%	11.0%	14.3%	11.3%	13.1%	10.7%	13.7%	10.2%	13.4%	14.6%
12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方	214	160	138	86	76	74	193	132	20	26
	31.1%	22.3%	32.9%	21.1%	28.5%	23.9%	32.2%	21.3%	24.4%	29.2%
13. 企業理念・企業統治に関する考え方	54	61	28	35	26	26	44	50	9	11
	7.9%	8.5%	6.7%	8.6%	9.7%	8.4%	7.3%	8.1%	11.0%	12.4%
14. その他	127	168	79	104	48	64	109	148	17	16
	18.5%	23.4%	18.8%	25.5%	18.0%	20.7%	18.2%	23.9%	20.7%	18.0%
回答社数	687	717	420	408	267	309	599	619	82	89

・「1.取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」が全体で 34.6%と最も多い。次いで「3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制」が 34.0%であった。3 番目は「6.当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」が 3.1 ポイント増加し 30.5%と続いた。前回 3 番目であった「12.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方」は 8.8

ポイント減少し 22.3%となった。

- ・選択肢 7～10 の監査役監査の実効性確保に関するものが合計で 64.0%と前回同様過半を占めている。

### 問 5-3 内部統制システムに係る取締役会決議見直しの契機

#### 内部統制システムに係る取締役会決議の見直しの契機別社数

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
1. 監査役の要請に基づいて見直した	106	101	55	51	51	50	91	87	14	13
	15.4%	14.1%	13.1%	12.5%	19.1%	16.2%	15.2%	14.1%	17.1%	14.6%
2. 執行部門の主体的な検討に基づいて見直した	336	343	220	206	116	137	300	294	34	43
	48.9%	47.8%	52.4%	50.5%	43.4%	44.3%	50.1%	47.5%	41.5%	48.3%
3. 監査役と執行部門との協議に基づいて見直した	192	193	124	116	68	77	165	170	24	22
	27.9%	26.9%	29.5%	28.4%	25.5%	24.9%	27.5%	27.5%	29.3%	24.7%
4. その他	53	80	21	35	32	45	43	68	10	11
	7.7%	11.2%	5.0%	8.6%	12.0%	14.6%	7.2%	11.0%	12.2%	12.4%
回答社数	687	717	420	408	267	309	599	619	82	89
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「2.執行部門の主体的な検討に基づいて見直した」が前回同様全体で 47.8%と最も多い。

- ・「1.監査役の要請に基づいて見直した」と「3.監査役と執行部門との協議に基づいて見直した」の割合の合計は 41.0%と 2.3 ポイント減少しているが、会社数においては前回とほぼ同じで、内部統制システムに係る取締役会決議の見直しに監査役が一定の関与をしている状況に変化はないものと見られる。比率変動は、「4. その他」が増えたことが要因となっている。

### 問 5-4 事業報告での内部統制システム構築・運用状況の開示

#### 内部統制システムの構築・運用状況の記載の有無

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
1. 十分に記載されている	1,084	970	636	579	448	391	971	860	106	96
	32.4%	31.5%	35.2%	34.8%	29.1%	27.6%	35.7%	34.4%	17.7%	17.2%
2. ある程度記載されている	995	1,009	559	554	436	455	850	848	139	156
	29.8%	32.7%	31.0%	33.3%	28.4%	32.1%	31.2%	33.9%	23.2%	27.9%
3. 記載されていない	1,264	1,105	611	533	653	572	901	793	355	307
	37.8%	35.8%	33.8%	32.0%	42.5%	40.3%	33.1%	31.7%	59.2%	54.9%
回答社数	3,343	3,084	1,806	1,666	1,537	1,418	2,722	2,501	600	559
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・内部統制システムの構築・運用状況の記載については、前回同様、大会社では、「1.十分に記載されている」、「2.ある程度記載されている」、「3.記載されていない」が、拮抗した状況であるが、「3. 記載されていない」の比率が 2.0 ポイント減少していることが注目される。

- ・会社法見直しの結果、内部統制システムの運用状況の開示が義務付けられた場合の影響は注視する必要がある。

問 6-1 監査役会での監査報告に関する審議

監査役会での監査報告に関する審議回数別社数

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
1回	1,367	1,242	839	767	528	475	1,270	1,139	96	98
	51.8%	50.7%	47.6%	46.7%	60.2%	58.8%	51.9%	50.5%	52.2%	55.1%
2回	916	855	668	612	248	243	850	800	62	49
	34.7%	34.9%	37.9%	37.3%	28.3%	30.1%	34.8%	35.4%	33.7%	27.5%
3回	254	237	188	183	66	54	234	215	18	19
	9.6%	9.7%	10.7%	11.1%	7.5%	6.7%	9.6%	9.5%	9.8%	10.7%
4回	34	45	25	31	9	14	33	40	0	4
	1.3%	1.8%	1.4%	1.9%	1.0%	1.7%	1.3%	1.8%	0.0%	2.2%
5-10回	26	37	15	24	11	13	23	32	3	5
	1.0%	1.5%	0.9%	1.5%	1.3%	1.6%	0.9%	1.4%	1.6%	2.8%
11回以上	41	34	26	25	15	9	36	31	5	3
	1.6%	1.4%	1.5%	1.5%	1.7%	1.1%	1.5%	1.4%	2.7%	1.7%
合計	2,638	2,450	1,761	1,642	877	808	2,446	2,257	184	178
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・審議回数1回の会社が全体で 50.7%と前回より 1.1 ポイント減少している。また、ほとんどの会社の審議回数が3回以下で、4回以上は 4.7%と 0.8 ポイント増加しているものの極めて少数であることに変わりはない。

問 6-2 監査役会監査報告作成に至るまでの監査役間の調整

監査役会監査報告作成に至るまでの監査役間の調整状況別社数(複数回答可)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
1. 常勤監査役のみで 調整を行った	337	490	233	342	104	148	317	461	20	26
	12.8%	19.4%	13.2%	20.6%	11.8%	17.0%	12.9%	20.1%	10.9%	11.9%
2. 社外監査役を含め、 すべての監査役で調整 を行った	2,166	1,685	1,478	1,137	688	548	2,006	1,535	152	138
	82.0%	66.5%	83.9%	68.5%	78.3%	62.9%	81.9%	66.8%	82.6%	63.3%
3. 事前の調整は行っ ていない	196	353	99	210	97	143	183	322	13	29
	7.4%	13.9%	5.6%	12.6%	11.0%	16.4%	7.5%	14.0%	7.1%	13.3%
4. その他	18	60	7	18	11	42	17	34	1	26
	0.7%	2.4%	0.4%	1.1%	1.3%	4.8%	0.7%	1.5%	0.5%	11.9%
回答社数	2,641	2,532	1,762	1,661	879	871	2,449	2,299	184	218

・「2.社外監査役を含め、すべての監査役で調整を行った」が 66.5%と前回と比べて 15.5 ポイント減少しており、社外監査役が調整に関与しない会社が増える傾向にあることは懸念される。

### 問 6-3 監査役の個別意見付記の有無

#### 監査役会監査報告への監査役個別意見付記の有無別社数

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
1. あった	86	92	45	56	41	36	82	83	4	9
	3.3%	3.6%	2.6%	3.4%	4.7%	4.1%	3.3%	3.6%	2.2%	4.1%
2. なかった	2,555	2,440	1,717	1,605	838	835	2,367	2,216	180	209
	96.7%	96.4%	97.4%	96.6%	95.3%	95.9%	96.7%	96.4%	97.8%	95.9%
回答社数	2,641	2,532	1,762	1,661	879	871	2,449	2,299	184	218
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・個別意見の付記があった会社は 3.6%と前回より微増しているものの、会社の株価や信用を慮って付記していないことがないか懸念されるところである。

### 問 7-1 決算短信作成の有無

#### 決算短信作成の有無別社数

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
1. 作成会社	1,854	1,714	1,795	1,659	59	55	1,720	1,588	134	126
	55.5%	55.6%	99.4%	99.6%	3.8%	3.9%	63.2%	63.5%	22.3%	22.5%
2. 非作成会社	1,489	1,370	11	7	1,478	1,363	1,002	913	466	433
	44.5%	44.4%	0.6%	0.4%	96.2%	96.1%	36.8%	36.5%	77.7%	77.5%
回答社数	3,343	3,084	1,806	1,666	1,537	1,418	2,722	2,501	600	559
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

## 問 7-2 決算短信の取締役会付議状況

### 決算短信の取締役会付議状況別社数

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
1. 決議事項として付議されている	1,529	1,450	1,491	1,414	38	36	1,415	1,345	114	105
	82.5%	84.6%	83.1%	85.2%	64.4%	65.5%	82.3%	84.7%	85.1%	83.3%
2. 報告事項として付議されている	245	205	234	192	11	13	232	190	13	15
	13.2%	12.0%	13.0%	11.6%	18.6%	23.6%	13.5%	12.0%	9.7%	11.9%
3. 付議されていない	80	59	70	53	10	6	73	53	7	6
	4.3%	3.4%	3.9%	3.2%	16.9%	10.9%	4.2%	3.3%	5.2%	4.8%
回答社数	1,854	1,714	1,795	1,659	59	55	1,720	1,588	134	126
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・前回と大きな変化はないが、全体では「1.決議事項として付議されている」と「2.報告事項として付議されている」の合計が96.6%となっており、ほとんどの会社で何らかの形で取締役会に付議されている。

## 問 7-3 監査役決算短信の監査

### 決算短信の監査状況別社数

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
1. 監査している	1,380	1,266	1,344	1,231	36	35	1,268	1,166	112	100
	74.4%	73.9%	74.9%	74.2%	61.0%	63.6%	73.7%	73.4%	83.6%	79.4%
2. 監査していない	474	448	451	428	23	20	452	422	22	26
	25.6%	26.1%	25.1%	25.8%	39.0%	36.4%	26.3%	26.6%	16.4%	20.6%
回答社数	1,854	1,714	1,795	1,659	59	55	1,720	1,588	134	126
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・決算短信を作成している会社で決算短信について監査をしている会社の比率は73.9%とほぼ前回と同じ水準である。なお、非上場会社で63.6%と2.6ポイント増加しているのに対し、大会社以外では79.4%と4.2ポイント減少している。

## 問 7-4 決算短信の監査の内容別社数

### 決算短信の監査内容別社数(複数回答可)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
1. 決算短信作成の業務プロセスを監査した	438	425	423	415	15	10	393	386	45	39
	31.7%	33.6%	31.5%	33.6%	41.7%	28.6%	31.0%	33.1%	40.2%	39.0%
2. 決算短信に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した	1,021	987	1,001	960	20	27	939	914	82	73
	74.0%	78.0%	74.5%	78.0%	55.6%	77.1%	74.1%	78.4%	73.2%	73.0%
3. 決算短信のうち財務情報を監査した	779	742	759	725	20	17	710	681	69	61
	56.4%	58.6%	56.5%	58.8%	55.6%	48.6%	56.0%	58.4%	61.6%	61.0%
4. 決算短信のうち非財務情報を監査した	826	770	812	754	14	16	764	706	62	64
	59.9%	60.8%	60.4%	61.1%	38.9%	45.7%	60.3%	60.5%	55.4%	64.0%
回答社数 (決算短信監査実施社数)	1,380	1,266	1,344	1,234	36	35	1,268	1,166	112	100

比率は回答社数に占める割合

・「2.決算短信に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した」が 78.0%と最も多い状況に変わりはないが、前回に比べ 4.0ポイント増加している。

## 問 8-1 有価証券報告書の作成の有無

### 有価証券報告書作成の有無別社数

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
1. 有報作成会社	1,916	1,771	1,796	1,661	120	110	1,779	1,644	137	127
	57.3%	57.4%	99.4%	99.7%	7.8%	7.8%	65.4%	65.7%	22.8%	22.7%
2. 有報非作成会社	1,427	1,313	10	5	1,417	1,308	943	857	463	432
	42.7%	42.6%	0.6%	0.3%	92.2%	92.2%	34.6%	34.3%	77.2%	77.3%
回答社数	3,343	3,084	1,806	1,666	1,537	1,418	2,722	2,501	600	559
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

## 問 8-2 有価証券報告書の取締役会付議状況

### 有価証券報告書の取締役会付議状況別社数

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
1. 決議事項として付議されている	968	932	915	877	53	55	881	851	87	81
	50.5%	52.6%	50.9%	52.8%	44.2%	50.0%	49.5%	51.8%	63.5%	63.8%
2. 報告事項として付議されている	391	344	367	324	24	20	370	320	21	24
	20.4%	19.4%	20.4%	19.5%	20.0%	18.2%	20.8%	19.5%	15.3%	18.9%
3. 付議されていない	557	495	514	460	43	35	528	473	29	22
	29.1%	28.0%	28.6%	27.7%	35.8%	31.8%	29.7%	28.8%	21.2%	17.3%
回答社数	1,916	1,771	1,796	1,661	120	110	1,779	1,644	137	127
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「1.決議事項として付議されている」と「2.報告事項として付議されている」の両方を合わせると 72.0%と前回より1.1ポイント増加しており、決算短信の比率には及ばないが、何らかの形で取締役会に付議している会社が多数を占めている状況は前回と変わらない。

## 問 8-3 有価証券報告書の提出時期別社数

### 有価証券報告書の提出時期別社数

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
定時株主総会日より前に提出した	15	12	15	11	0	1	15	12	0	0
	0.8%	0.7%	0.8%	0.7%	0.0%	0.9%	0.8%	0.7%	0.0%	0.0%
定時株主総会の終了後に提出した	1,901	1,757	1,781	1,648	120	109	1,764	1,630	137	127
	99.2%	99.3%	99.2%	99.3%	100.0%	99.1%	99.2%	99.3%	100.0%	100.0%
回答社数	1,916	1,769	1,796	1,659	120	110	1,779	1,642	137	127
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・定時総会日より前に提出した会社の割合は 0.7%で、前回より微減しているが、株主総会終了後に提出する会社が大半を占めている状況に変わりはない。



問 8-4 有価証券報告書の株主総会前提出会社の提出時期別社数

有価証券報告書の株主総会前提出会社の提出時期別社数

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
1日～5日前	7	5	7	4	0	1	7	5	0	0
	46.7%	41.7%	46.7%	36.4%	0.0%	100.0%	46.7%	41.7%	0.0%	0.0%
6日～10日前	7	6	7	6	0	0	7	6	0	0
	46.7%	50.0%	46.7%	54.5%	0.0%	0.0%	46.7%	50.0%	0.0%	0.0%
11日以上前	1	1	1	1	0	0	1	1	0	0
	6.7%	8.3%	6.7%	9.1%	0.0%	0.0%	6.7%	8.3%	0.0%	0.0%
回答社数	15	12	15	11	0	1	15	12	0	0
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%

・株主総会前に有価証券報告書を提出する会社のほとんどは株主総会前10日以内に提出している。

問 8-5 監査役の有価証券報告書の監査

有価証券報告書の監査状況別社数

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
1. 監査している	1,450	1,308	1,384	1,230	66	78	1,344	1,211	106	97
	75.7%	73.9%	77.1%	74.1%	55.0%	70.9%	75.5%	73.8%	77.4%	76.4%
2. 監査していない	466	461	412	429	54	32	435	431	31	30
	24.3%	26.1%	22.9%	25.9%	45.0%	29.1%	24.5%	26.2%	22.6%	23.6%
回答社数	1,916	1,769	1,796	1,659	120	110	1,779	1,642	137	127
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・全体では監査している会社の比率が1.8ポイント減少して73.9%となっているが、前回監査をしている会社の比率が増加した上場会社及び大会社において、反動として比率が減少した(ただし、前々回よりは比率が高い)ことが影響している。

## 問 8-6 有価証券報告書の監査内容

### 有価証券報告書の監査内容別社数(複数回答可)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
1. 有価証券報告書作成の 業務プロセスを監査した	556	523	523	486	33	37	517	479	39	44
	38.3%	40.0%	37.8%	39.5%	50.0%	47.4%	38.5%	39.6%	36.8%	45.4%
2. 有価証券報告書に関する 取締役会決議などの承認 プロセスを監査した	892	826	850	773	42	53	812	754	80	72
	61.5%	63.1%	61.4%	62.8%	63.6%	67.9%	60.4%	62.3%	75.5%	74.2%
3. 有価証券報告書のうち 財務情報を監査した	861	780	820	737	41	43	791	719	70	61
	59.4%	59.6%	59.2%	59.9%	62.1%	55.1%	58.9%	59.4%	66.0%	62.9%
4. 有価証券報告書のうち 非財務情報を監査した	1,035	964	994	917	41	47	965	892	70	72
	71.4%	73.7%	71.8%	74.6%	62.1%	60.3%	71.8%	73.7%	66.0%	74.2%
回答社数 (有報監査実施社数)	1,450	1,308	1,384	1,230	66	78	1,344	1,211	106	97

・承認プロセスの監査が最も多い決算短信の場合とは異なり、有価証券報告書の場合は「4.有価証券報告書のうち非財務情報を監査した」が全体で73.7%と最も多く、この傾向は前回同様である。

### <参考>

#### 決算短信と有価証券報告書の監査状況別社数(問 7-3、問 8-5 のクロス集計)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
短信も有報も監査する	1,241	1,107	1,220	1,083	21	24	1,146	1,019	95	88
	67.7%	65.4%	68.0%	65.3%	52.5%	70.6%	67.3%	64.8%	73.1%	73.3%
短信は監査するが有報は 監査しない	128	149	123	148	5	1	114	140	14	9
	7.0%	8.8%	6.9%	8.9%	12.5%	2.9%	6.7%	8.9%	10.8%	7.5%
短信は監査しないが有報 は監査する	166	149	162	146	4	3	159	144	7	5
	9.1%	8.8%	9.0%	8.8%	10.0%	8.8%	9.3%	9.2%	5.4%	4.2%
短信も有報も監査しない	299	288	289	282	10	6	285	270	14	18
	16.3%	17.0%	16.1%	17.0%	25.0%	17.6%	16.7%	17.2%	10.8%	15.0%
回答社数	1,834	1,693	1,794	1,659	40	34	1,704	1,573	130	120
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・決算短信、有価証券報告書ともに監査を行う会社の比率が、全体では67.7%→65.4%と微減し、決算短信、有価証券報告書ともに監査しない会社は、全体では17.0%と微増している。

・決算短信、有価証券報告書のいずれかしか監査しない会社の比率はそれぞれ10%以下となっており、監査する以上は両方監査する会社が多いことを示している。

### 問 9-1 株主総会における監査役の口頭報告の有無

#### 株主総会における監査役の口頭報告の実施有無別社数

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
1. 行った	2,972	2,749	1,776	1,644	1,196	1,105	2,459	2,262	496	465
	88.9%	89.2%	98.3%	98.8%	77.8%	77.9%	90.3%	90.5%	82.7%	83.2%
2. 行わなかつた	371	333	30	20	341	313	263	237	104	94
	11.1%	10.8%	1.7%	1.2%	22.2%	22.1%	9.7%	9.5%	17.3%	16.8%
回答社数	3,343	3,082	1,806	1,664	1,537	1,418	2,722	2,499	600	559
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・監査役からの口頭報告を行った会社は 89.2%と大半を占めている。特に、上場会社では口頭報告を行った会社が 98.8%と、ほぼすべての会社で行われている。

### 問 9-2 株主総会における監査役に関連した質問の有無

#### 株主総会での監査役関連質問の有無別社数

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
1. 質問があつた	113	100	100	86	13	14	104	90	9	10
	3.4%	3.2%	5.5%	5.2%	0.8%	1.0%	3.8%	3.6%	1.5%	1.8%
2. 質問はなかつた	3,230	2,982	1,706	1,578	1,524	1,404	2,618	2,409	591	549
	96.6%	96.8%	94.5%	94.8%	99.2%	99.0%	96.2%	96.4%	98.5%	98.2%
回答社数	3,343	3,082	1,806	1,664	1,537	1,418	2,722	2,499	600	559
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・監査役に関連した質問があつた会社は 3.2%と依然極めて少数に限られている。

問 9-3 株主総会における監査役に関連した質問内容(複数回答可)

株主総会での監査役に関連した質問内容別社数

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年	2013年	2012年	2013年	2012年	2013年	2012年	2013年	2012年	2013年
1. 重点監査項目について	10	6	7	4	3	2	9	6	1	0
	8.8%	6.0%	7.0%	4.7%	23.1%	14.3%	8.7%	6.7%	11.1%	0.0%
2. 実査・往査について	7	9	5	5	2	4	6	7	1	2
	6.2%	9.0%	5.0%	5.8%	15.4%	28.6%	5.8%	7.8%	11.1%	20.0%
3. 企業集団の監査、子会社の調査について	5	5	5	5	0	0	4	5	1	0
	4.4%	5.0%	5.0%	5.8%	0.0%	0.0%	3.8%	5.6%	11.1%	0.0%
4. 監査体制について	16	19	13	13	3	6	14	17	2	2
	14.2%	19.0%	13.0%	15.1%	23.1%	42.9%	13.5%	18.9%	22.2%	20.0%
5. 経営者と監査役との意思疎通の状況について	5	7	5	5	0	2	5	5	0	2
	4.4%	7.0%	5.0%	5.8%	0.0%	14.3%	4.8%	5.6%	0.0%	20.0%
6. 取締役会への出席について	11	9	11	7	0	2	10	9	1	0
	9.7%	9.0%	11.0%	8.1%	0.0%	14.3%	9.6%	10.0%	11.1%	0.0%
7. 会計監査人の監査結果について	6	2	6	1	0	1	6	2	0	0
	5.3%	2.0%	6.0%	1.2%	0.0%	7.1%	5.8%	2.2%	0.0%	0.0%
8. 会計監査人の独立性について	1	1	1	0	0	1	1	1	0	0
	0.9%	1.0%	1.0%	0.0%	0.0%	7.1%	1.0%	1.1%	0.0%	0.0%
9. 会計監査人との連携について	3	2	2	1	1	1	3	2	0	0
	2.7%	2.0%	2.0%	1.2%	7.7%	7.1%	2.9%	2.2%	0.0%	0.0%
10. 監査役会の運営・議題について	3	1	2	1	1	0	3	1	0	0
	2.7%	1.0%	2.0%	1.2%	7.7%	0.0%	2.9%	1.1%	0.0%	0.0%
11. 社外監査役の独立性について	3	1	3	1	0	0	3	1	0	0
	2.7%	1.0%	3.0%	1.2%	0.0%	0.0%	2.9%	1.1%	0.0%	0.0%
12. 社外監査役の役割や意思疎通の状況等について	7	6	7	5	0	1	7	5	0	1
	6.2%	6.0%	7.0%	5.8%	0.0%	7.1%	6.7%	5.6%	0.0%	10.0%
13. 監査役の任期(含む重任、期中辞任)・員数・兼任状況について	9	9	8	8	1	1	8	9	1	0
	8.0%	9.0%	8.0%	9.3%	7.7%	7.1%	7.7%	10.0%	11.1%	0.0%
14. 補欠監査役の選任について	2	0	2	0	0	0	2	0	0	0
	1.8%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%	0.0%	0.0%	0.0%
15. 監査役の監査結果について	10	3	8	3	2	0	9	3	1	0
	8.8%	3.0%	8.0%	3.5%	15.4%	0.0%	8.7%	3.3%	11.1%	0.0%
16. 監査役の財務・会計に関する知見について	6	3	5	3	1	0	6	3	0	0
	5.3%	3.0%	5.0%	3.5%	7.7%	0.0%	5.8%	3.3%	0.0%	0.0%
17. 役員報酬について	3	8	3	7	0	1	3	5	0	3
	2.7%	8.0%	3.0%	8.1%	0.0%	7.1%	2.9%	5.6%	0.0%	30.0%
18. 監査役会監査報告の記載内容について	14	10	11	9	3	1	12	10	2	0
	12.4%	10.0%	11.0%	10.5%	23.1%	7.1%	11.5%	11.1%	22.2%	0.0%
19. その他	37	38	34	35	3	3	37	34	0	4
	32.7%	38.0%	34.0%	40.7%	23.1%	21.4%	35.6%	37.8%	0.0%	40.0%
回答社数 (質問があった会社数)	113	100	100	86	13	14	104	90	9	10

比率は問 9-2 で質問があった会社に占める割合

<前ページ 問 9-3 に関するコメント>

- ・最も多いのは「4.監査体制について」であり、前回より 4.8 ポイント増加し 19.0%となっている。以下「18. 監査役会監査報告の記載内容について」が 10.0%で続いている。
- ・前回と比較して比率が増えている質問項目を見ると、「2. 実査・往査」が 2.8 ポイント増加して 9.0%に、「5. 経営者と監査役との意思疎通の状況について」が 2.6 ポイント増加して、7.0%に、「17. 役員報酬について」が 5.3 ポイント増加して 8.0%になっていることが目立っている。他方、減少している質問項目を見ると「15. 監査役の結果について」が 5.8 ポイント減少して 3.0%となっているのが目立っている。

問 9-4 株主総会における監査役に関する質問への回答

監査役関連質問への監査役の回答状況

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
1. 監査役が回答した	81	64	70	51	11	13	75	57	6	7
	71.7%	64.0%	70.0%	59.3%	84.6%	92.9%	72.1%	63.3%	66.7%	70.0%
2. 監査役は回答しなかった	32	36	30	35	2	1	29	33	3	3
	28.3%	36.0%	30.0%	40.7%	15.4%	7.1%	27.9%	36.7%	33.3%	30.0%
回答社数	113	100	100	86	13	14	104	90	9	10
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・「1.監査役が回答した」が 64.0%と前回より 7.7 ポイント減少しているが、これは前回 12 ポイント増加したことが影響していると思われる、上場会社と大会社での減少が大きく影響している。

### Ⅲ 監査役（会）の日常監査について

#### 問 10-1 取締役会における監査役の発言状況

##### 監査役の取締役会での発言状況別社数(複数回答可)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
1. 議長からの求めに応じて発言している	524	491	340	318	184	173	439	413	83	76
	15.7%	15.9%	18.8%	19.1%	12.0%	12.2%	16.1%	16.5%	13.8%	13.6%
2. 議長からの求めがなくても、必要があれば発言している	2,813	2,595	1,639	1,531	1,174	1,064	2,317	2,136	481	444
	84.1%	84.2%	90.8%	92.0%	76.4%	75.0%	85.1%	85.4%	80.2%	79.4%
3. 代表取締役・取締役と日常的に十分なコミュニケーションが取れているため、取締役会においてはあまり発言する必要がない	840	752	318	272	522	480	655	582	177	156
	25.1%	24.4%	17.6%	16.3%	34.0%	33.9%	24.1%	23.3%	29.5%	27.9%
4. 代表取締役・取締役と日常的に十分なコミュニケーションが取れているわけでもなく、取締役会においてもほとんど発言していない	17	20	4	5	13	15	15	16	2	4
	0.5%	0.6%	0.2%	0.3%	0.8%	1.1%	0.6%	0.6%	0.3%	0.7%
5. その他	25	23	8	4	17	19	20	15	5	8
	0.7%	0.7%	0.4%	0.2%	1.1%	1.3%	0.7%	0.6%	0.8%	1.4%
回答社数	3,343	3,083	1,806	1,665	1,537	1,418	2,722	2,500	600	559

- ・全体の 84.2%の会社で「2.議長からの求めがなくても、必要があれば発言している」となっており、比率は前回とほぼ同じ水準であり、取締役会において必要に応じ十分発言していることを示している。特に、上場会社では「2.議長からの求めがなくても、必要があれば発言している」が 92.0%に達している。
- ・「4.代表取締役・取締役と日常的に十分なコミュニケーションが取れているわけでもなく、取締役会においてもほとんど発言していない」は上場/非上場、大会社/大会社以外の区別にかかわらず前回同様ほとんどない状況である。

問 10-2 取締役会における監査役の発言の内容

取締役会における監査役の発言内容別社数(複数回答可)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
1. 法令・定款への遵守性	2,732	2,450	1,514	1,360	1,218	1,090	2,229	2,001	486	430
	81.7%	79.5%	83.8%	81.7%	79.2%	76.9%	81.9%	80.0%	81.0%	76.9%
2. 経営判断原則の履行の充分性	2,022	1,792	1,188	1,070	834	722	1,681	1,489	326	290
	60.5%	58.1%	65.8%	64.3%	54.3%	50.9%	61.8%	59.6%	54.3%	51.9%
3. 会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)	2,900	2,600	1,639	1,465	1,261	1,135	2,392	2,146	494	438
	86.7%	84.3%	90.8%	88.0%	82.0%	80.0%	87.9%	85.8%	82.3%	78.4%
4. 過去の類似案件における対応、それとの差異	608	536	350	325	258	211	516	458	89	75
	18.2%	17.4%	19.4%	19.5%	16.8%	14.9%	19.0%	18.3%	14.8%	13.4%
5. 同業他社における対応、それとの差異	382	372	238	239	144	133	323	325	57	44
	11.4%	12.1%	13.2%	14.4%	9.4%	9.4%	11.9%	13.0%	9.5%	7.9%
6. 業務執行の当・不当を質す観点	1,283	1,148	733	687	550	461	1,060	949	219	195
	38.4%	37.2%	40.6%	41.3%	35.8%	32.5%	38.9%	38.0%	36.5%	34.9%
7. 予算・収益計画の進捗を質す観点	1,322	1,216	759	733	563	483	1,040	980	276	233
	39.5%	39.4%	42.0%	44.0%	36.6%	34.1%	38.2%	39.2%	46.0%	41.7%
8. 経営上のリスクテイクを促す観点	1,329	1,151	756	685	573	466	1,077	968	249	181
	39.8%	37.3%	41.9%	41.1%	37.3%	32.9%	39.6%	38.7%	41.5%	32.4%
9. 株主に与える影響、株主利益の視点	1,177	1,074	883	796	294	278	1,031	944	143	127
	35.2%	34.8%	48.9%	47.8%	19.1%	19.6%	37.9%	37.8%	23.8%	22.7%
10. 株主以外のステークホルダーの利益の視点	681	603	469	420	212	183	582	526	94	75
	20.4%	19.6%	26.0%	25.2%	13.8%	12.9%	21.4%	21.0%	15.7%	13.4%
11. その他	169	180	88	101	81	79	138	146	29	33
	5.1%	5.8%	4.9%	6.1%	5.3%	5.6%	5.1%	5.8%	4.8%	5.9%
回答社数	3,343	3,083	1,806	1,665	1,537	1,418	2,722	2,500	600	559

比率は質問があった会社に占める割合

- ・最も多いのは「3.会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)」についてであり、84.3%(上場会社88.0%、非上場会社80.0%、大会社85.8%、大会社以外78.4%)となっている。次いで「1.法令・定款への遵守性」が79.5%(上場会社81.7%、非上場会社76.9%、大会社80.0%、大会社以外76.9%)となっている。3番目が「2.経営判断原則の履行の充分性」で58.1%(上場会社64.3%、非上場会社50.9%、大会社59.6%、大会社以外51.9%)前回と同様である。
- ・上場と非上場の相違では、上場会社では「2.経営判断原則の履行の充分性」に加え「9.株主に与える影響、株主利益の視点」が47.8%、「10.株主以外のステークホルダーの利益の視点」が25.2%と非上場会社に比べて明らかに比率が高かった。大会社と大会社以外でも同様の傾向がある。
- ・各発言項目とも全体的に比率の減少傾向があり個社で質問する項目が減っていると思われ気がかりである。

問 10-3 取締役会における社外取締役の発言状況

社外取締役の取締役会での発言状況社数(複数回答可)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
1. 議長からの求めに応じて発言している	347	333	209	205	138	128	290	274	55	58
	14.5%	14.9%	17.5%	17.7%	11.6%	11.8%	14.8%	14.9%	13.4%	15.1%
2. 議長からの求めがなくても、必要があれば発言している	2,173	2,009	1,113	1,067	1,060	942	1,800	1,668	362	327
	91.0%	89.6%	93.2%	92.3%	88.9%	86.7%	91.7%	90.8%	88.5%	84.9%
3. 代表取締役・取締役と日常的に十分なコミュニケーションが取れているため、取締役会においてはあまり発言する必要がない	120	115	35	29	85	86	89	80	29	30
	5.0%	5.1%	2.9%	2.5%	7.1%	7.9%	4.5%	4.4%	7.1%	7.8%
4. 代表取締役・取締役と日常的に十分なコミュニケーションが取れているわけでもなく、取締役会においてもほとんど発言していない	34	41	10	14	24	27	27	34	7	7
	1.4%	1.8%	0.8%	1.2%	2.0%	2.5%	1.4%	1.9%	1.7%	1.8%
5. その他	39	32	15	8	24	24	29	19	9	11
	1.6%	1.4%	1.3%	0.7%	2.0%	2.2%	1.5%	1.0%	2.2%	2.9%
回答社数(「6.社外取締役はいない」を除く)	2,387	2,242	1,194	1,156	1,193	1,086	1,963	1,837	409	385

比率は回答社数(「6.社外取締役はいない」を除く)に占める割合

6.社外取締役はいない	956	841	612	509	344	332	759	663	191	174
-------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

・全体の 89.6%の会社で「2.議長からの求めがなくても、必要があれば発言している」となっており(前回より 1.4ポイント減少)、監査役の場合より比率が高い。なお、「2.議長からの求めがなくても、必要があれば発言している」は上場会社では 92.3%である。

・「4.代表取締役・取締役と日常的に十分なコミュニケーションが取れているわけでもなく、取締役会においてもほとんど発言していない」は全体で 1.8%と監査役の場合より比率が若干高いが、ほとんどない状況であることに変わりはない。



問 10-4 取締役会における社外取締役の発言の内容

取締役会における社外取締役の発言内容別社数(複数回答可)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
1. 法令・定款への遵守性	1,009	954	598	578	411	376	857	805	146	137
	43.2%	43.1%	52.0%	51.1%	34.7%	34.8%	44.7%	44.4%	36.2%	36.1%
2. 経営判断原則の履行の 充分性	1,317	1,233	706	689	611	544	1,101	1,045	208	177
	56.4%	55.7%	61.3%	60.9%	51.6%	50.4%	57.5%	57.6%	51.6%	46.6%
3. 会社に及ぼすリスクや損 害の程度(リスク管理の視 点)	1,813	1,703	961	926	852	777	1,524	1,432	280	258
	77.7%	77.0%	83.5%	81.8%	72.0%	71.9%	79.5%	79.0%	69.5%	67.9%
4. 過去の類似案件における 対応、それとの差異	374	364	203	199	171	165	314	320	58	40
	16.0%	16.5%	17.6%	17.6%	14.5%	15.3%	16.4%	17.7%	14.4%	10.5%
5. 同業他社における対応、 それとの差異	649	615	357	354	292	261	547	520	101	92
	27.8%	27.8%	31.0%	31.3%	24.7%	24.2%	28.5%	28.7%	25.1%	24.2%
6. 業務執行の当・不当を質 す観点	766	740	420	418	346	322	651	625	112	111
	32.8%	33.5%	36.5%	36.9%	29.2%	29.8%	34.0%	34.5%	27.8%	29.2%
7. 予算・収益計画の進捗を 質す観点	1,251	1,110	545	525	706	585	1,009	892	238	211
	53.6%	50.2%	47.4%	46.4%	59.7%	54.2%	52.7%	49.2%	59.1%	55.5%
8. 経営上のリスクテイクを促 す観点	1,007	889	546	526	461	363	844	762	159	123
	43.1%	40.2%	47.4%	46.5%	39.0%	33.6%	44.1%	42.0%	39.5%	32.4%
9. 株主に与える影響、株主 利益の視点	883	805	481	471	402	334	755	694	126	109
	37.8%	36.4%	41.8%	41.6%	34.0%	30.9%	39.4%	38.3%	31.3%	28.7%
10. 株主以外のステーク・ホ ルダーの利益の視点	408	389	270	267	138	122	367	356	37	31
	17.5%	17.6%	23.5%	23.6%	11.7%	11.3%	19.2%	19.6%	9.2%	8.2%
11. その他	178	180	85	94	93	86	152	146	24	32
	7.6%	8.1%	7.4%	8.3%	7.9%	8.0%	7.9%	8.1%	6.0%	8.4%
回答社数(12.社外取締役は いないを除く)	2,334	2,212	1,151	1,132	1,183	1,080	1,916	1,813	403	380

(比率は、回答社数(12.社外取締役はいないを除く)に占める割合)

12. 社外取締役はいない	1,009	870	655	532	354	338	806	686	197	179
---------------	-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

- ・最も多いのは「3. 会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)」についてであり、77.0%(上場会社 81.8%、非上場会社 71.9%、大会社 79.0%、大会社以外 67.9%)となっており、監査役の場合より比率は低い。次いで「2. 経営判断原則の履行の充分性」が 55.7%(上場会社 60.9%、非上場会社 50.4%、大会社 57.6%、大会社以外 46.6%)で、3番目が「7. 予算・収益計画の進捗を質す観点」が 50.2%(上場会社 46.4%、非上場会社 54.2%、大会社 49.2%、大会社以外 55.5%)、割合の高い項目が監査役の場合とは異なる。
- ・上場と非上場、大会社/大会社以外の相違では、監査役の場合と同様である「9. 株主に与える影響、株主利益の視点」と「10. 株主以外のステーク・ホルダーの利益の視点」に加え、「1. 法令・定款への遵守性」、「2. 経営判断原則の履行の充分性」、「3. 会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)」、「8. 経営上のリスクテイクを促す観点」が上場会社や大会社において割合が高かった。他方、非上場会社、大会社以外の方が比率が高かった項目としては、「7. 予算・収益計画の進捗を質す観点」が挙げられる。

問 10-5 取締役会の決定に対する監査役の意見の影響

取締役会の決定に対する監査役の意見の影響状況別社数

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
1. 取締役会の決定に影響を与えたことがある	803	769	507	516	296	253	650	622	149	143
	24.0%	25.0%	28.1%	31.0%	19.3%	17.8%	23.9%	24.9%	24.8%	25.6%
2. 監査役は代表取締役・取締役と日常的に十分にコミュニケーションが取れており、改めて取締役会において監査役が指摘しなければならない事態は生じていない	910	890	418	377	492	513	731	715	174	165
	27.2%	28.9%	23.1%	22.7%	32.0%	36.2%	26.9%	28.6%	29.0%	29.5%
3. 監査役は、必要に応じて取締役会において指摘をしており、その指摘については真摯に受けとめてもらえるものの、決定に影響を与えたことはない	916	785	582	491	334	294	786	669	126	110
	27.4%	25.5%	32.2%	29.5%	21.7%	20.7%	28.9%	26.8%	21.0%	19.7%
4. 監査役は、必要に応じて取締役会において指摘をしているが、その指摘を真摯に受け止めてもらえない	8	13	4	5	4	8	3	5	4	8
	0.2%	0.4%	0.2%	0.3%	0.3%	0.6%	0.1%	0.2%	0.7%	1.4%
5. 監査役が指摘しなければならないような状況は生じていない	671	590	278	255	393	335	522	458	144	128
	20.1%	19.1%	15.4%	15.3%	25.6%	23.6%	19.2%	18.3%	24.0%	22.9%
6. その他	35	34	17	19	18	15	30	29	3	5
	1.0%	1.1%	0.9%	1.1%	1.2%	1.1%	1.1%	1.2%	0.5%	0.9%
回答社数	3,343	3,081	1,806	1,663	1,537	1,418	2,722	2,498	600	559
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「1.取締役会の決定に影響を与えたことがある」が全体で25.0%と前回と同じ水準にあるが、上場会社では約3ポイント増加し31.0%となった。また、決定に影響を与えたことがない会社でも十分コミュニケーションが取れている会社や、指摘を真摯に受け止めてもらえる会社（選択肢の2及び3）は合わせて54.4%あった。

・「4.監査役は、必要に応じて取締役会において指摘をしているが、その指摘を真摯に受け止めてもらえない」は全体で0.4%とほとんどない。

問 10-6 個別事象に対する監査役の対応

将来重大な問題に発展するおそれがあると思われる事象が生じたときの監査役の対応別社数（複数回答可）

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
1. 当該事象に関する情報の収集に努めた	1,207	1,160	701	671	506	489	989	958	202	193
	77.8%	77.2%	79.9%	79.9%	75.0%	73.9%	78.6%	78.3%	73.2%	72.6%
2. 関係する取締役から事情を聞いた	1,213	1,136	696	654	517	482	999	941	201	186
	78.2%	75.6%	79.4%	77.9%	76.6%	72.8%	79.3%	76.9%	72.8%	69.9%
3. 関係する取締役に直接指摘・助言を行った	832	789	466	465	366	324	678	654	147	129
	53.6%	52.5%	53.1%	55.4%	54.2%	48.9%	53.9%	53.4%	53.3%	48.5%
4. 当該事象の存在について、社長に対して直接報告・説明をした	727	662	376	356	351	306	591	538	130	123
	46.8%	44.1%	42.9%	42.4%	52.0%	46.2%	46.9%	44.0%	47.1%	46.2%
5. 取締役会、経営会議等で報告・説明をした	457	430	277	268	180	162	360	349	91	76
	29.4%	28.6%	31.6%	31.9%	26.7%	24.5%	28.6%	28.5%	33.0%	28.6%
6. 事態の推移を見守ったところ、状況が改善されたので特に対応はしなかった	165	158	82	70	83	88	135	126	27	31
	10.6%	10.5%	9.4%	8.3%	12.3%	13.3%	10.7%	10.3%	9.8%	11.7%
7. 上記以外の対応	43	29	25	19	18	10	34	25	9	4
	2.8%	1.9%	2.9%	2.3%	2.7%	1.5%	2.7%	2.0%	3.3%	1.5%
回答社数（「8.そのような局面に遭遇することはなかった」を除く）	1,552	1,502	877	840	675	662	1,259	1,224	276	266
	(46.4%)	(48.8%)	(48.6%)	(50.5%)	(43.9%)	(46.7%)	(46.3%)	(49.0%)	(46.0%)	(47.6%)

選択肢 1～7 の比率は「8.そのような局面に遭遇することはなかった」を選択した会社を除く回答社数に対する比率を表示。

8. そのような局面に遭遇することはなかった	1,791	1,579	929	823	862	756	1,463	1,274	324	293
	(53.6%)	(51.2%)	(51.4%)	(49.5%)	(56.1%)	(53.3%)	(53.7%)	(51.0%)	(54.0%)	(52.4%)
総回答社数	3,343	3,081	1,806	1,663	1,537	1,418	2,722	2,498	600	559
	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)

回答社数、「8.そのような局面に遭遇することはなかった」についての比率は、総回答社数に対する比率を表示

・問題が発生した場合の対応として「1.当該事象に関する情報の収集に努めた」が 77.2%、「2.関係する取締役から事情を聞いた」が 75.6%と7割弱の監査役が情報収集に努めている。また、「3.関係する取締役に直接指摘・助言を行った」が 52.5%と半数を超えているが、「5.取締役会、経営会議等で報告・説明をした」が 28.6%と低く、監査役としての責務の履行の観点からはやや気がかりである。

問 11-1 報酬同意に関する担当取締役等からの情報提供

会計監査人報酬同意に関する担当取締役等からの情報提供の有無

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
1. あった	2,748	2,626	1,698	1,607	1,050	1,019	2,522	2,399	214	211
	94.3%	94.9%	95.6%	96.7%	92.3%	92.2%	94.7%	96.5%	89.2%	79.9%
2. なかった	167	141	79	55	88	86	140	86	26	53
	5.7%	5.1%	4.4%	3.3%	7.7%	7.8%	5.3%	3.5%	10.8%	20.1%
回答社数	2,915	2,767	1,777	1,662	1,138	1,105	2,662	2,485	240	264
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・全体では94.9%、上場会社、非上場会社、大会社いずれも9割を超える会社において、担当取締役等から事前の情報提供があり、前回同様のレベルにある。なお、大会社以外が79.9%と9.3ポイント減少していることが気付きである。

問 11-2 担当取締役等からの情報提供の時期

監査報酬に関する担当取締役からの情報受領時期(複数回答可)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
1. 報酬原案(当初案)が作成される前の段階	349	305	210	196	139	109	312	280	35	23
	12.7%	11.6%	12.4%	12.2%	13.2%	10.7%	12.4%	11.7%	16.4%	10.9%
2. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階	787	734	481	430	306	304	720	666	67	64
	28.6%	28.0%	28.3%	26.8%	29.1%	29.8%	28.5%	27.8%	31.3%	30.3%
3. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階	858	850	563	556	295	294	795	786	61	61
	31.2%	32.4%	33.2%	34.6%	28.1%	28.9%	31.5%	32.8%	28.5%	28.9%
4. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階	1,224	1,123	802	718	422	405	1,143	1,034	72	82
	44.5%	42.8%	47.2%	44.7%	40.2%	39.7%	45.3%	43.1%	33.6%	38.9%
回答社数	2,748	2,626	1,698	1,607	1,050	1,019	2,522	2,399	214	211

・全体としては「4.報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が1.7ポイント減少したものの42.8%と最も多い。

### 問 11-3 会計監査人からの情報提供の有無

#### 会計監査人報酬同意に関する会計監査人からの情報提供の有無

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
1. あった	1,775	1,929	1,097	1,177	678	752	1,638	1,768	128	149
	60.9%	69.7%	61.7%	70.8%	59.6%	68.1%	61.5%	71.1%	53.3%	56.4%
2. なかった	1,140	838	680	485	460	353	1,024	717	112	115
	39.1%	30.3%	38.3%	29.2%	40.4%	31.9%	38.5%	28.9%	46.7%	43.6%
回答社数	2,915	2,767	1,777	1,662	1,138	1,105	2,662	2,485	240	264
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・会計監査人から情報提供のあった会社は、全体で69.7%と前回より8.8ポイント増加しているが、担当取締役等からの事前の情報提供に比べ、25.2ポイント少ない。監査役と会計監査人の連携が進んでいることがうかがえる結果となっているが、会計監査人からの積極的な情報提供が少ないのはプロセスとして監査役の同意が執行側の提案に対する同意ということによるところが多いと思われる。

### 問 11-4 会計監査人からの情報提供の時期

#### 監査報酬に関する会計監査人からの情報提供時期(複数回答可)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
1. 報酬原案(当初案)が作成される前の段階	271	235	167	145	104	90	248	213	21	20
	15.3%	12.2%	15.2%	12.3%	15.3%	12.0%	15.1%	12.0%	16.4%	13.4%
2. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階	453	490	258	295	195	195	412	444	40	44
	25.5%	25.4%	23.5%	25.1%	28.8%	25.9%	25.2%	25.1%	31.3%	29.5%
3. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階	531	573	352	355	179	218	489	532	41	39
	29.9%	29.7%	32.1%	30.2%	26.4%	29.0%	29.9%	30.1%	32.0%	26.2%
4. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階	637	749	409	462	228	287	601	693	31	50
	35.9%	38.8%	37.3%	39.3%	33.6%	38.2%	36.7%	39.2%	24.2%	33.6%
回答社数	1,775	1,929	1,097	1,177	678	752	1,638	1,768	128	149

・全体としては「4.報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が2.9ポイント増加し38.8%と最も多い。

問 11-5 執行部門と会計監査人の折衝状況の把握

会計監査人報酬に関する執行部の折衝状況の監査役による把握状況別社数

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
1. 十分把握 していた	893 30.6%	757 27.4%	548 30.8%	453 27.3%	345 30.3%	304 27.5%	818 30.7%	691 27.8%	72 30.0%	60 22.7%
2. ある程度 把握していた	1,713 58.8%	1,706 61.7%	1,063 59.8%	1,059 63.7%	650 57.1%	647 58.6%	1,571 59.0%	1,545 62.2%	135 56.3%	153 58.0%
3. 把握は不十 分であった	212 7.3%	202 7.3%	122 6.9%	114 6.9%	90 7.9%	88 8.0%	186 7.0%	172 6.9%	23 9.6%	28 10.6%
4. 全く把握し ていなかった	97 3.3%	102 3.7%	44 2.5%	36 2.2%	53 4.7%	66 6.0%	87 3.3%	77 3.1%	10 4.2%	23 8.7%
回答社数	2,915 100.0%	2,767 100.0%	1,777 100.0%	1,662 100.0%	1,138 100.0%	1,105 100.0%	2,662 100.0%	2,485 100.0%	240 100.0%	264 100.0%

・全体で「1.十分把握していた」と「2.ある程度把握していた」の合計が 89.1%となっており、前回同様監査役(会)は執行部門と会計監査人の折衝状況の把握に努めていることがうかがえる。

問 11-6 会計監査人の報酬額に関する取締役会への付議状況別社数

会計監査人報酬額に関する取締役会への付議状況

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
1. 決議事項として 付議されている	921 31.6%	888 32.1%	599 33.7%	592 35.6%	322 28.3%	296 26.8%	792 29.8%	774 31.1%	124 51.7%	106 40.2%
2. 報告事項として 付議されている	450 15.4%	441 15.9%	273 15.4%	238 14.3%	177 15.6%	203 18.4%	416 15.6%	390 15.7%	31 12.9%	48 18.2%
3. 付議されていな い	1,544 53.0%	1,438 52.0%	905 50.9%	832 50.1%	639 56.2%	606 54.8%	1,454 54.6%	1,321 53.2%	85 35.4%	110 41.7%
回答社数	2,915 100.0%	2,767 100.0%	1,777 100.0%	1,662 100.0%	1,138 100.0%	1,105 100.0%	2,662 100.0%	2,485 100.0%	240 100.0%	264 100.0%

・「1.決議事項として付議されている」が 32.1%と 0.5 ポイント増加しているものの、「3.付議されていない」が依然 5 割超 (52.0%)であり、会計監査人の報酬の決定プロセスの重要性についての意識改革はあまり進んでいないと見られる。

問 11-7 会計監査人の選任又は再任

会計監査人の選任/再任状況別社数

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
1. 今期新たに選任した	86	79	33	35	53	44	59	58	26	20
	3.0%	2.9%	1.9%	2.1%	4.7%	4.0%	2.2%	2.3%	10.8%	7.6%
2. 前期から引き続き同じ会計監査人を再任した	2,772	2,608	1,716	1,600	1,056	1,008	2,552	2,383	208	210
	95.1%	94.3%	96.6%	96.3%	92.8%	91.2%	95.9%	95.9%	86.7%	79.5%
3. その他	57	80	28	27	29	53	51	44	6	34
	2.0%	2.9%	1.6%	1.6%	2.5%	4.8%	1.9%	1.8%	2.5%	12.9%
回答社数	2,915	2,767	1,777	1,662	1,138	1,105	2,662	2,485	240	264
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「2. 前期から引き続き同じ会計監査人を再任した」の比率が 94.3%と若干減少したものの、ほとんどの会社が再任している傾向に変化はない。

問 11-8 会計監査人の選任議案の決定プロセス

会計監査人の選任議案決定プロセスへの監査役の関与状況別社数

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
1. 会計監査人の候補者(監査法人等)について、監査役(会)が提案した	0	3	0	2	0	1	0	3	0	0
	0.0%	3.8%	0.0%	5.7%	0.0%	2.3%	0.0%	5.2%	0.0%	0.0%
2. 執行部門と監査役(会)が、それぞれ会計監査人の候補者(監査法人等)を提案し、協議・調整の上選定した	7	7	4	5	3	2	5	5	2	2
	8.1%	8.9%	12.1%	14.3%	5.7%	4.5%	8.5%	8.6%	7.7%	10.0%
3. 執行部門が会計監査人の候補者(監査法人等)を選定し、監査役(会)として同意した	79	69	29	28	50	41	54	50	24	18
	91.9%	87.3%	87.9%	80.0%	94.3%	93.2%	91.5%	86.2%	92.3%	90.0%
回答社数	86	79	33	35	53	44	59	58	26	20
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「3. 執行部門が会計監査人の候補者(監査法人等)を選定し、監査役(会)として同意した」が全体で 87.3%であり、ほとんどの会社において会社法上与えられている同意権に沿った対応をしていると考えられる。

・会社法見直しの結果、会計監査人の選解任の議案決定権が監査役に移った場合にどのような変化が起こるか注視する必要がある。

問 11-9 会計監査人の「再任」に関する監査役(会)における審議

会計監査人の再任議案の決定プロセス

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
1. 監査役会で審議した	1,396	1,370	965	958	431	412	1,299	1,260	86	96
	50.4%	52.5%	56.2%	59.9%	40.8%	40.9%	50.9%	52.9%	41.3%	45.7%
2. 監査役会で審議していないが、監査役間の確認を取った	841	783	486	412	355	371	760	708	80	74
	30.3%	30.0%	28.3%	25.8%	33.6%	36.8%	29.8%	29.7%	38.5%	35.2%
3. 監査役会で審議しておらず、また、監査役間の確認も取っていない	535	455	265	230	270	225	493	415	42	40
	19.3%	17.4%	15.4%	14.4%	25.6%	22.3%	19.3%	17.4%	20.2%	19.0%
回答社数	2,772	2,608	1,716	1,600	1,056	1,008	2,552	2,383	208	210
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・「1.監査役会で審議した」会社が全体で 52.5%に増加している。
- ・「3.監査役会で審議しておらず、また、監査役間の確認も取っていない」会社は、全体として減少しているが、17.4%存在していることは、適切なプロセスの観点からやや懸念を感じる。
- ・会社法見直しの結果、会計監査人の選解任の議案決定権が監査役に移った場合にどのような変化が起こるか注視する必要がある。



問 11-10 会計監査人の「再任」に関する監査役(会)の同意書

会計監査人の再任に関する同意の依頼の受領および回答の伝達方法別社数

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
1. 同意依頼書を書面で受領し、監査役(会)の同意書を書面で提出した	989	957	581	559	408	398	929	881	56	69
	35.7%	36.7%	33.9%	34.9%	38.6%	39.5%	36.4%	37.0%	26.9%	32.9%
2. 口頭で同意の依頼を受領し、監査役(会)の同意書は書面で提出した	218	202	147	134	71	68	188	184	29	18
	7.9%	7.7%	8.6%	8.4%	6.7%	6.7%	7.4%	7.7%	13.9%	8.6%
3. 書面でも口頭でも同意を依頼されていないが、監査役(会)の同意書を書面で提出した	86	92	63	73	23	19	82	81	3	10
	3.1%	3.5%	3.7%	4.6%	2.2%	1.9%	3.2%	3.4%	1.4%	4.8%
4. 同意依頼書を書面で受領し、監査役(会)として同意の旨を口頭で伝えた	53	41	30	16	23	25	48	37	5	4
	1.9%	1.6%	1.7%	1.0%	2.2%	2.5%	1.9%	1.6%	2.4%	1.9%
5. 口頭で同意の依頼を受領し、監査役(会)として同意の旨を口頭で伝えた	459	433	291	285	168	148	409	388	49	43
	16.6%	16.6%	17.0%	17.8%	15.9%	14.7%	16.0%	16.3%	23.6%	20.5%
6. 書面でも口頭でも同意を依頼されていないが、監査役(会)として同意の旨を口頭で伝えた	234	220	155	140	79	80	214	200	19	18
	8.4%	8.4%	9.0%	8.8%	7.5%	7.9%	8.4%	8.4%	9.1%	8.6%
7. 書面でも口頭でも同意を依頼されておらず、監査役(会)として同意について何も伝えていない	726	660	445	392	281	268	677	609	46	48
	26.2%	25.3%	25.9%	24.5%	26.6%	26.6%	26.5%	25.6%	22.1%	22.9%
8. 書面もしくは口頭で同意を依頼されたが、監査役(会)から同意について何も伝えなかった	7	3	4	1	3	2	5	3	1	0
	0.3%	0.1%	0.2%	0.1%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.5%	0.0%
回答社数	2,772	2,608	1,716	1,600	1,056	1,008	2,552	2,383	208	210
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・書面か口頭かにかかわらず、何らかの形で同意の依頼があった比率は62.7%あり、執行側としても監査役の同意をある程度重視していることが窺われる。

問 12-1 内部統制報告書提出状況別社数

内部統制報告書提出状況別社数

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
1.内部統制報告書 提出会社	1,845	1,692	1,785	1,632	60	60	1,722	1,571	123	119
	55.2%	54.9%	98.8%	98.2%	3.9%	4.2%	63.3%	62.9%	20.5%	21.3%
2.内部統制報告書 非提出会社	1,498	1,389	21	30	1,477	1,359	1,000	927	477	440
	44.8%	45.1%	1.2%	1.8%	96.1%	95.8%	36.7%	37.1%	79.5%	78.7%
回答社数	3,343	3,081	1,806	1,662	1,537	1,419	2,722	2,498	600	559
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・提出を義務付けられる上場会社ではほぼすべての会社が提出しており、提出を義務付けられていない非上場会社ではほとんどの会社が提出していない。この傾向は前回調査から変わっていない。

問 12-2 財務報告内部統制報告制度に関する監査人との連携

内部統制報告に関連した監査人との連携内容別社数(複数回答可)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
1. 財務報告内部統制監査を踏まえた監査人の監査計画について報告・説明を受けた	1,660	1,542	1,612	1,488	48	54	1,554	1,439	106	101
	90.0%	91.1%	90.3%	91.2%	80.0%	90.0%	90.2%	91.6%	86.2%	84.9%
2. 財務報告内部統制監査を踏まえた監査役の監査計画を監査人に説明した	762	702	744	674	18	28	697	654	65	46
	41.3%	41.5%	41.7%	41.3%	30.0%	46.7%	40.5%	41.6%	52.8%	38.7%
3. 四半期に1回以上、四半期レビュー報告聴取時に監査人から財務報告内部統制の評価について状況報告を受けた	1,331	1,287	1,297	1,253	34	34	1,243	1,203	88	83
	72.1%	76.1%	72.7%	76.8%	56.7%	56.7%	72.2%	76.6%	71.5%	69.7%
4. 定時株主総会に提出する監査役会監査報告の作成時点で、監査人から財務報告内部統制監査の経過報告を「書面で」受領した(会計監査人の監査結果の一部として受領した場合を含む)	1,159	1,112	1,125	1,080	34	32	1,095	1,043	64	67
	62.8%	65.7%	63.0%	66.2%	56.7%	53.3%	63.6%	66.4%	52.0%	56.3%
5. 定時株主総会に提出する監査役会監査報告の作成時点で、監査人から財務報告内部統制監査の経過報告を「口頭で」受領した(会計監査人の監査結果の一部として受領した場合を含む)	412	304	408	297	4	7	387	280	25	24
	22.3%	18.0%	22.9%	18.2%	6.7%	11.7%	22.5%	17.8%	20.3%	20.2%
6. 監査役会監査報告作成後定時株主総会前に、監査人から財務報告内部統制監査の結果について報告・説明を受けた(監査人から執行部門への報告の際に監査役が立ち会った場合を含む)	547	458	532	446	15	12	512	429	35	28
	29.6%	27.1%	29.8%	27.3%	25.0%	20.0%	29.7%	27.3%	28.5%	23.5%
回答社数	1,845	1,692	1,785	1,632	60	60	1,722	1,571	123	119

比率は回答社数(内部統制報告書提出会社)に占める割合

・「監査人の監査計画作成時」(全体で 91.1%)、「四半期に1回以上、四半期レビュー報告時」(全体で 76.1%)、「(口頭の場合を含め)定時株主総会に提出する監査役会監査報告の作成時」(合計で 83.7%)といった節目に大半の監査役(会)が監査人から報告を受けていることがうかがえる。

### 問 13-1 監査役の監査環境の整備

#### 監査役の監査環境の整備に関する代表取締役の理解状況

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
1. 十分に理解を得られている	1,704 51.0%	1,634 53.0%	975 54.0%	906 54.5%	729 47.4%	728 51.3%	1,430 52.5%	1,362 54.5%	266 44.3%	260 46.5%
2. ある程度理解を得られている	1,431 42.8%	1,266 41.1%	740 41.0%	676 40.7%	691 45.0%	590 41.6%	1,136 41.7%	1,011 40.5%	284 47.3%	243 43.5%
3. あまり理解を得られていない	200 6.0%	174 5.6%	89 4.9%	78 4.7%	111 7.2%	96 6.8%	154 5.7%	121 4.8%	45 7.5%	53 9.5%
4. 全く理解を得られていない	8 0.2%	7 0.2%	2 0.1%	2 0.1%	6 0.4%	5 0.4%	2 0.1%	4 0.2%	5 0.8%	3 0.5%
回答社数	3,343 100.0%	3,081 100.0%	1,806 100.0%	1,662 100.0%	1,537 100.0%	1,419 100.0%	2,722 100.0%	2,498 100.0%	600 100.0%	559 100.0%

・「1.十分に理解を得られている」が全体で2.0ポイント増加し53.0%となっている。

・「1.十分に理解を得られている」と「2.ある程度理解を得られている」の合計は全体で94.1%と前回同様高水準にあるが、「2.ある程度理解を得られている」の回答数の減少は大きく、単純に「理解が進んでいる」と考えるのではなく、慎重に動向を見極めることが必要である。

### 問 13-2 監査役への報告体制について

#### ①監査役への報告体制の構築運用状況別社数

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
1. 体制の構築も運用も十分になされている	1,751 52.4%	1,652 53.6%	1,002 55.5%	920 55.4%	749 48.7%	732 51.6%	1,497 55.0%	1,408 56.4%	248 41.3%	233 41.7%
2. 体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない	1,186 35.5%	1,072 34.8%	659 36.5%	603 36.3%	527 34.3%	469 33.1%	974 35.8%	872 34.9%	200 33.3%	190 34.0%
3. 体制の構築も運用も十分とはいえない	406 12.1%	357 11.6%	145 8.0%	139 8.4%	261 17.0%	218 15.4%	251 9.2%	218 8.7%	152 25.3%	136 24.3%
回答社数	3,343 100.0%	3,081 100.0%	1,806 100.0%	1,662 100.0%	1,537 100.0%	1,419 100.0%	2,722 100.0%	2,498 100.0%	600 100.0%	559 100.0%

・監査役への報告体制については、大きな変化は見られない。

②監査環境整備に関する代表取締役の理解状況別の監査役への報告体制の構築運用状況別社数(問13-1 及び 13-2 のクロス集計)

上段:社数 下段:比率		監査環境整備についての代表取締役の理解状況								合計	
		1. 十分に理解を得られている		2. ある程度理解を得られている		3. あまり理解を得られていない		4. 全く理解を得られていない			
		2012年調査	2013年調査	2012年調査	2013年調査	2012年調査	2013年調査	2012年調査	2013年調査		
報告体制、構築・運用状況	1. 体制の構築も運用も十分に なされている	1,281	1,262	462	380	8	9	0	1	1,751	1,652
		38.3%	41.0%	13.8%	12.3%	0.2%	0.3%	0.0%	0.0%	52.4%	53.6%
	2. 体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない	380	338	721	671	83	63	2	0	1,186	1,072
		11.4%	11.0%	21.6%	21.8%	2.5%	2.0%	0.1%	0.0%	35.5%	34.8%
	3. 体制の構築も運用も十分とはいえない	43	34	248	215	109	102	6	6	406	357
		1.3%	1.1%	7.4%	7.0%	3.3%	3.3%	0.2%	0.2%	12.1%	11.6%
合計	1,704	1,634	1,431	1,266	200	174	8	7	3,343	3,081	
	51.0%	53.0%	42.8%	41.1%	6.0%	5.6%	0.2%	0.2%	100.0%	100.0%	

問 13-3 内部通報制度の有無

	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	社数	比率	社数	比率	社数	比率	社数	比率	社数	比率
1. 内部通報制度がある	2,898	94.1%	1,625	97.8%	1,273	89.7%	2,407	96.4%	468	83.7%
2. 内部通報制度はない	183	5.9%	37	2.2%	146	10.3%	91	3.6%	91	16.3%
回答社数	3,081	100.0%	1,662	100.0%	1,419	100.0%	2,498	100.0%	559	100.0%

問 13-4 監査役への通報窓口の有無

	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	社数	比率	社数	比率	社数	比率	社数	比率	社数	比率
1. 監査役も内部通報の窓口の1つになっている	627	21.6%	383	23.6%	244	19.2%	516	21.4%	109	23.3%
2. 監査役は内部通報の窓口になっていない	2,271	78.4%	1,242	76.4%	1,029	80.8%	1,891	78.6%	359	76.7%
回答社数	2,898	100.0%	1,625	100.0%	1,273	100.0%	2,407	100.0%	468	100.0%

・監査役が内部通報の窓口になっている会社は各区分において2割前後と多くはないが、取締役の職務執行の監査という監査役の本職を考えると、監査役への報告体制の一環として、内部通報の通報状況とその対応につき執行側からタイムリーに報告があるかがより重要で、問 13-2①の監査役への報告体制の構築運用状況と合わせ考察する必要がある。

### 問 14-1 監査役の報酬等の制度

制度の有無別社数(複数回答可)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
1. 月額報酬(定額基本給 +業績連動給)	195 5.8%	182 6.0%	101 5.6%	78 4.8%	94 6.1%	104 7.5%	172 6.3%	162 6.6%	22 3.7%	20 3.6%
2. 月額報酬(定額基本給 のみ)	3,124 93.4%	2,838 93.8%	1,692 93.7%	1,560 95.2%	1,432 93.2%	1,278 92.1%	2,528 92.9%	2,286 93.2%	576 96.0%	532 96.0%
3. 賞与の支給制度	686 20.5%	605 20.0%	379 21.0%	319 19.5%	307 20.0%	286 20.6%	576 21.2%	503 20.5%	109 18.2%	98 17.7%
4. 退職慰労金の支給制 度	1,008 30.2%	874 28.9%	403 22.3%	333 20.3%	605 39.4%	541 39.0%	810 29.8%	689 28.1%	186 31.0%	176 31.8%
5. スtock・オプションの 支給制度	83 2.5%	82 2.7%	56 3.1%	62 3.8%	27 1.8%	20 1.4%	57 2.1%	59 2.4%	26 4.3%	23 4.2%
回答社数	3,343	3,027	1,806	1,639	1,537	1,388	2,722	2,452	600	554

・監査役の報酬としては「2.月額報酬(定額基本給のみ)」が全体で9割を超えており、監査役の職務は業績と直接連動がないことが理由になっていると考えられる。「4.退職慰労金の支給制度」は、若干減少しているものの、前回とほぼ同じ水準にある。

### 問 14-2 監査役への賞与の支給

(問 14-1 で 3.賞与の支給制度ありと回答した会社の支給状況別社数)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
1. 監査役への賞与の 支給があった	576 84.0%	406 82.9%	301 79.4%	205 77.4%	275 89.6%	201 89.3%	485 84.2%	341 82.4%	90 82.6%	63 85.1%
2. 監査役への賞与の 支給はなかった	110 16.0%	84 17.1%	78 20.6%	60 22.6%	32 10.4%	24 10.7%	91 15.8%	73 17.6%	19 17.4%	11 14.9%
回答社数	686 100.0%	490 100.0%	379 100.0%	265 100.0%	307 100.0%	225 100.0%	576 100.0%	414 100.0%	109 100.0%	74 100.0%

2013年調査の回答社数は、14-1で肢3を選択した回答のうちの任意回答社数

・監査役の賞与制度を採用している会社では実際に支給しているケースが多い状況には大きな変化は見られない。

問 14-3 監査役年額報酬額(全体)

監査役年額報酬額(ストック・オプション、退職慰労金を除く)のレベル別人数

全体 上段:社数 下段:比率	2012年調査					2013年調査				
	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計
1. ～200万円未満	27	55	136	2,029	2,247	25	41	150	1,769	1,985
	0.9%	4.4%	34.8%	37.3%	22.4%	0.9%	3.6%	36.6%	37.2%	22.2%
2. 200万円以上～500万円未満	84	109	136	2,149	2,478	66	114	152	1,887	2,219
	2.8%	8.7%	34.8%	39.5%	24.7%	2.5%	10.0%	37.1%	39.7%	24.8%
3. 500万円以上～1,000万円未満	646	343	82	930	2,001	550	321	77	859	1,807
	21.8%	27.5%	21.0%	17.1%	19.9%	20.8%	28.3%	18.8%	18.1%	20.2%
4. 1,000万円以上～1,500万円未満	1,095	438	25	267	1,825	997	378	17	184	1,576
	36.9%	35.1%	6.4%	4.9%	18.2%	37.7%	33.3%	4.1%	3.9%	17.6%
5. 1,500万円以上～2,000万円未満	606	203	10	34	853	552	186	9	33	780
	20.4%	16.3%	2.6%	0.6%	8.5%	20.8%	16.4%	2.2%	0.7%	8.7%
6. 2,000万円以上～3,000万円未満	389	90	2	21	502	348	86	3	16	453
	13.1%	7.2%	0.5%	0.4%	5.0%	13.1%	7.6%	0.7%	0.3%	5.1%
7. 3,000万円以上	120	11	0	4	135	110	10	2	4	126
	4.0%	0.9%	0.0%	0.1%	1.3%	4.2%	0.9%	0.5%	0.1%	1.4%
合計人数	2,967	1,249	391	5,434	10,041	2,648	1,136	410	4,752	8,946
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(上場/非上場別)

上場会社 上段:社数 下段:比率	2012年調査					2013年調査				
	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計
1. ～200万円未満	13	6	36	731	786	9	3	45	618	675
	0.7%	1.0%	16.8%	20.7%	12.6%	0.5%	0.5%	19.7%	19.9%	12.1%
2. 200万円以上～500万円未満	40	56	95	1,783	1,974	33	53	114	1,591	1,791
	2.1%	8.9%	44.4%	50.5%	31.6%	2.0%	9.1%	49.8%	51.2%	32.1%
3. 500万円以上～1,000万円未満	340	169	60	794	1,363	309	164	61	732	1,266
	18.2%	27.0%	28.0%	22.5%	21.8%	18.7%	28.1%	26.6%	23.6%	22.7%
4. 1,000万円以上～1,500万円未満	603	192	15	191	1,001	541	163	6	147	857
	32.3%	30.7%	7.0%	5.4%	16.0%	32.7%	27.9%	2.6%	4.7%	15.4%
5. 1,500万円以上～2,000万円未満	441	119	7	17	584	386	118	2	10	516
	23.6%	19.0%	3.3%	0.5%	9.4%	23.3%	20.2%	0.9%	0.3%	9.3%
6. 2,000万円以上～3,000万円未満	320	75	1	15	411	282	74	1	8	365
	17.1%	12.0%	0.5%	0.4%	6.6%	17.0%	12.7%	0.4%	0.3%	6.5%
7. 3,000万円以上	112	9	0	3	124	96	9	0	1	106
	6.0%	1.4%	0.0%	0.1%	2.0%	5.8%	1.5%	0.0%	0.0%	1.9%
合計人数	1,869	626	214	3,534	6,243	1,656	584	229	3,107	5,576
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

非上場会社	2012年調査					2013年調査				
	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計
上段:社数 下段:比率										
1. ～200万円未満	14 1.3%	49 7.9%	100 56.5%	1,298 68.3%	1,461 38.5%	16 1.6%	38 6.9%	105 58.0%	1,151 70.0%	1,310 38.9%
2. 200万円以上～500万円未満	44 4.0%	53 8.5%	41 23.2%	366 19.3%	504 13.3%	33 3.3%	61 11.1%	38 21.0%	296 18.0%	428 12.7%
3. 500万円以上～1,000万円未満	306 27.9%	174 27.9%	22 12.4%	136 7.2%	638 16.8%	241 24.3%	157 28.4%	16 8.8%	127 7.7%	541 16.1%
4. 1,000万円以上～1,500万円未満	492 44.8%	246 39.5%	10 5.6%	76 4.0%	824 21.7%	456 46.0%	215 38.9%	11 6.1%	37 2.2%	719 21.3%
5. 1,500万円以上～2,000万円未満	165 15.0%	84 13.5%	3 1.7%	17 0.9%	269 7.1%	166 16.7%	68 12.3%	7 3.9%	23 1.4%	264 7.8%
6. 2,000万円以上～3,000万円未満	69 6.3%	15 2.4%	1 0.6%	6 0.3%	91 2.4%	66 6.7%	12 2.2%	2 1.1%	8 0.5%	88 2.6%
7. 3,000万円以上	8 0.7%	2 0.3%	0 0.0%	1 0.1%	11 0.3%	14 1.4%	1 0.2%	2 1.1%	3 0.2%	20 0.6%
合計人数	1,098 100.0%	623 100.0%	177 100.0%	1,900 100.0%	3,798 100.0%	992 100.0%	552 100.0%	181 100.0%	1,645 100.0%	3,370 100.0%

(大会社/大会社以外別)

大会社	2012年調査					2013年調査				
	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計
上段:社数 下段:比率										
1. ～200万円未満	20 0.8%	41 4.1%	83 28.3%	1,613 33.9%	1,757 20.3%	14 0.6%	30 3.3%	102 31.2%	1,344 32.6%	1,490 19.4%
2. 200万円以上～500万円未満	52 2.0%	50 5.0%	107 36.5%	1,939 40.7%	2,148 24.9%	39 1.7%	66 7.2%	125 38.2%	1,720 41.7%	1,950 25.4%
3. 500万円以上～1,000万円未満	488 18.9%	244 24.5%	71 24.2%	900 18.9%	1,703 19.7%	420 18.2%	217 23.8%	69 21.1%	830 20.1%	1,536 20.0%
4. 1,000万円以上～1,500万円未満	943 36.5%	376 37.7%	21 7.2%	254 5.3%	1,594 18.5%	857 37.2%	336 36.9%	17 5.2%	178 4.3%	1,388 18.1%
5. 1,500万円以上～2,000万円未満	577 22.3%	187 18.8%	9 3.1%	33 0.7%	806 9.3%	523 22.7%	170 18.7%	9 2.8%	31 0.8%	733 9.6%
6. 2,000万円以上～3,000万円未満	384 14.9%	88 8.8%	2 0.7%	19 0.4%	493 5.7%	340 14.8%	82 9.0%	3 0.9%	15 0.4%	440 5.7%
7. 3,000万円以上	119 4.6%	11 1.1%	0 0.0%	4 0.1%	134 1.6%	110 4.8%	10 1.1%	2 0.6%	4 0.1%	126 1.6%
合計人数	2,583 100.0%	997 100.0%	293 100.0%	4,762 100.0%	8,635 100.0%	2,303 100.0%	911 100.0%	327 100.0%	4,122 100.0%	7,663 100.0%



大会社以外 上段:社数 下段:比率	2012年調査					2013年調査				
	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計
1. ~200万円未満	7	41	26	383	457	8	10	33	383	434
	1.9%	4.1%	36.6%	60.1%	22.1%	2.4%	4.6%	50.0%	65.7%	36.3%
2. 200万円以上~500 万円未満	30	50	29	208	317	26	47	25	165	263
	8.2%	5.0%	40.8%	32.7%	15.3%	8.0%	21.5%	37.9%	28.3%	22.0%
3. 500万円以上~1,000 万円未満	155	244	11	30	440	128	104	8	26	266
	42.2%	24.5%	15.5%	4.7%	21.2%	39.1%	47.5%	12.1%	4.5%	22.3%
4. 1,000万円以上~ 1,500万円未満	141	376	4	13	534	130	41	0	6	177
	38.4%	37.7%	5.6%	2.0%	25.8%	39.8%	18.7%	0.0%	1.0%	14.8%
5. 1,500万円以上~ 2,000万円未満	28	187	1	1	217	29	14	0	2	45
	7.6%	18.8%	1.4%	0.2%	10.5%	8.9%	6.4%	0.0%	0.3%	3.8%
6. 2,000万円以上~ 3,000万円未満	5	88	0	2	95	6	3	0	1	10
	1.4%	8.8%	0.0%	0.3%	4.6%	1.8%	1.4%	0.0%	0.2%	0.8%
7. 3,000万円以上	1	11	0	0	12	0	0	0	0	0
	0.3%	1.1%	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計人数	367	997	71	637	2,072	327	219	66	583	1,195
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

問 14-4 「常勤」監査役の月額報酬レベル

常勤監査役の報酬レベル 取締役等の報酬レベル別人数(全体、上場/非上場別)

上段:人数 下段:比率	全体				上場				非上場			
	社内常勤		社外常勤		社内常勤		社外常勤		社内常勤		社外常勤	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
1. 取締役社長	13	7	9	1	4	0	0	0	9	7	9	1
	0.4%	0.2%	0.4%	0.1%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	0.5%	0.9%	0.1%
2. 取締役副社長	11	12	7	3	3	1	0	0	8	11	7	3
	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.7%	0.8%	0.7%	0.4%
3. 専務取締役	41	30	13	5	26	22	6	2	15	8	7	3
	1.3%	0.9%	0.6%	0.3%	1.3%	1.3%	0.5%	0.2%	1.2%	0.6%	0.7%	0.4%
4. 常務取締役	259	260	112	94	163	151	38	40	96	109	74	54
	8.1%	8.1%	5.3%	5.3%	8.3%	8.6%	3.3%	3.8%	7.9%	7.5%	7.5%	7.5%
5. 取締役	1,235	1,175	383	323	766	647	184	168	469	528	199	155
	38.6%	36.8%	18.0%	18.3%	38.8%	36.9%	16.1%	16.1%	38.4%	36.5%	20.1%	21.4%
6. 執行役員	876	923	256	188	606	581	172	121	270	342	84	67
	27.4%	28.9%	12.0%	10.6%	30.7%	33.2%	15.0%	11.6%	22.1%	23.7%	8.5%	9.3%
7. 部長	489	464	295	221	266	243	157	129	223	221	138	92
	15.3%	14.5%	13.8%	12.5%	13.5%	13.9%	13.7%	12.4%	18.2%	15.3%	14.0%	12.7%
8. その他	273	326	1,058	932	141	107	588	583	132	219	470	349
	8.5%	10.2%	49.6%	52.7%	7.1%	6.1%	51.4%	55.9%	10.8%	15.2%	47.6%	48.2%
合計人数	3,197	3,197	2,133	1,767	1,975	1,752	1,145	1,043	1,222	1,445	988	724
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

常勤監査役の報酬レベル 取締役等の報酬レベル別人数(大会社/大会社以外、その他別)

上段:人数 下段:比率	大会社				大会社以外				その他			
	社内常勤		社外常勤		社内常勤		社外常勤		社内常勤		社外常勤	
	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査	2012年 調査	2013年 調査
1. 取締役社長	10	7	8	1	3	0	1	0	0	0	0	0
	0.4%	0.3%	0.5%	0.1%	0.8%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 取締役副社長	9	11	4	1	2	1	3	2	0	0	0	0
	0.3%	0.4%	0.2%	0.1%	0.5%	0.1%	0.9%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 専務取締役	38	27	11	3	3	3	2	2	0	0	0	0
	1.4%	1.1%	0.6%	0.2%	0.8%	0.4%	0.6%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 常務取締役	226	222	93	80	27	33	17	13	6	5	2	1
	8.1%	8.9%	5.3%	5.5%	6.8%	4.9%	4.9%	4.1%	31.6%	29.4%	14.3%	20.0%
5. 取締役	1,082	954	325	291	146	214	53	31	7	7	5	1
	38.9%	38.1%	18.4%	20.2%	37.0%	31.7%	15.2%	9.7%	36.8%	41.2%	35.7%	20.0%
6. 執行役員	818	795	233	171	56	124	22	17	2	4	1	0
	29.4%	31.7%	13.2%	11.9%	14.2%	18.3%	6.3%	5.3%	10.5%	23.5%	7.1%	0.0%
7. 部長	401	320	229	160	85	143	66	60	3	1	0	1
	14.4%	12.8%	12.9%	11.1%	21.5%	21.2%	19.0%	18.8%	15.8%	5.9%	0.0%	20.0%
8. その他	199	168	868	736	73	158	184	194	1	0	6	2
	7.2%	6.7%	49.0%	51.0%	18.5%	23.4%	52.9%	60.8%	5.3%	0.0%	42.9%	40.0%
合計人数	2,783	2,504	1,771	1,443	395	676	348	319	19	17	14	5
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%